

平成28年五條市議会第4回12月定例会（第3号）

日 時 平成28年12月12日（月） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	吉 田 雅 範	1 し尿処理施設運転管理業務委託について (1) 債務負担の在り方について (2) し尿くみ取り料金の適正化について 2 跡地利用について (1) 各施設の跡地利用について 3 新庁舎の周辺整備について (1) 道路及び周辺整備について	市長・部長 市長・部長 市長・部長
2	益 田 吉 博	1 認定こども園について (1) 今後の展望について 2 学校適正化について (1) 今後の展望について 3 五條高等学校賀名生分校について (1) 改修・学校教育費について (2) 国・県の費用負担について (3) 今後の展望について	市長・部長 市長・教育長・部長 市長・教育長・部長
3	宗 部 康 寛	1 新庁舎建設計画について (1) 周辺地区への周知及び現在の進捗状況について (2) 国道310号からのアプローチ道 (3) 建物の構造と設備（機能）について (4) 図書館の併設及び商工会の事務所の設置について (5) 新庁舎の建設費用と合併特例債の残額について	市長・部長

- 第二 議第五十八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第三 議第五十九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第四 議第六十号 職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第五 議第六十一号 五條市税条例の一部改正について
- 第六 議第六十二号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第七 議第六十三号 五條市応急診療所条例の一部改正について
- 第八 議第六十四号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第九 議第六十五号 市道路線の認定について
- 議第六十六号 市道路線の認定について
- 議第六十七号 市道路線の変更について
- 議第六十八号 市道路線の変更について
- 第十 議第六十九号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
- 議第七十号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について
- 第十一 議第七十一号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について
- 第十二 議第七十二号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第十三 議第七十三号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更について
- 第十四 議第七十四号 平成二十八年五條市一般会計補正予算（第三号）議定について
- 第十五 議第七十五号 平成二十八年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第十六 議第七十六号 平成二十八年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十七 議第七十七号 平成二十八年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	益	吉	山	福	岩	窪	吉	宗	牧	平	養
谷	田	田	口	塚	本		田	部	野	岡	田
龍	吉	雅	耕			佳		康	雅	清	全
雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員(なし)

市長	副市長	教育長
堀	檜	太
内	内	田
伸	成	好
起	吉	紀

事務局主任
速記者

片山仁美
柳ヶ瀬五美

午前九時五十八分再開

○議長（吉田 正）ただいまから去る九日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いします。

初めに、十番、吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範）おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を通告のとおりさせていただきますので、理事者各位にはよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、し尿処理施設運転管理業務委託についてお尋ねしたいと思います。

債務負担の在り方、今議案にも出ておるわけなんですけれども、クリーン・オアシスの運転業務委託についてお尋ねしたいと思います。

運転業務を委託する理由、そしてまた現場の職員さん三名、臨時職員一名では対応できないのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

現在、今議員がおっしゃいますように、職員三名それから嘱託一名で運転をしておるのですけれども、メーカーの二年のかし期間の間、メーカーの無料サポート等を受けながら運転を行っております。そのメーカーのサポート期間が平成二十九年の三月に終了するため平成二十九年四月以降は職員の負担やサポート費用などの管理コストが掛かってくるということで委託をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） プラントが出来上がって、今部長がおっしゃっていただきましたように三月で二年になるわけなんですけれども、今検証するかし期間ということでありますけれども、今日までに問題点はありませんでしたか。それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

約二年前ですけれども、運転をしてから確かにプラントの方の不具合等が発生をしておったりいたしましたして、月数回サポートに来ていただいたりとか、そういうことは実際ございました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 何点かあったということなんですけれども、私、運転だけをやるのじゃなしに、運転管理の業務委託ではなしに、包括的な委託をしたら、その方が安くつくのではないのかなと思うのですけれども、それはまだ準備できていないわけなんですか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

将来的には包括管理に移行することを考えております。しかし現在、メーカーのかし担保期間によるサポートを受けておりまして、包括管理に移行する上で必要な運転経費等の適切な分析及び資料の作成が困難でございます。

また、包括管理移行手続きには六箇月から一年の時間が掛かると考えており、以上のことから包括管理を現段階で行うのは難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 期間が掛かるということですが、今現在不具合が生じていない場合、改修改善が十分になされないままに運転管理業務委託をすれば、当然そこで故障なりが起こった場合は市の負担になると違いますか。どうですか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

摩耗等の経年劣化によるメンテナンスは市の負担とはなるのですが、それ以外の修繕は運転管理の受託者とメーカーで協議し、その費用を負担することを業務委託仕様書に記載して契約していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら実質的には設計施工したのは水 i n g なんですけれども、水 i n g も含めた中で入札をするということでしょうか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

今出ました水 i n g が入るか入らないかは、現段階では申し上げられませんけれども、水処理関係の登録をしている業者を選定いたしまして、入札にしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 入札をするぐらいやから何社かを集めていただいでやっていただくと思うのですけれども、その点についてはよろしくお願
いいたしたいと思います。

それと何年か後にはという話をしていたのですけれども、処理場における業務委託ですけれども、やはり指定管理かもしくは包括的
民営委託を導入するというのを諸経費の率から、また削減、スケールメリットもあるということを考えております。その中で何年か後には
そういう包括的な委託というのを考えていただいでおるということでよろしいですか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

そのように考えていただいで結構でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） やはり国土交通省からも性能発注の導入による縮減のマニュアル、ガイドライン等も出ておりますので、勉強していただ
いて、包括的な民営委託を導入していただきますようお願いいたします。

そこで、次にリンの回収装置が目玉だったと思うのですけれども、リンの回収は一日何キロくらいで、現在のところ一年間でどれくらい
量ができておるのか、教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

性能発注仕様書で規定するリン濃度よりメーカーが算出するし尿を脱水することにより得られるリン原水一リットル当たり最大リン量一〇
○ミリグラムで算出した計画書では、リンの回収量は最大一日三〇キロとなっています。

しかし、平成二十七年四月からの運転では、リン原水に含まれるリン濃度が一リットル当たり三五ミリグラムとおよそ三分の一で想定して
いたより低く、多いときで一日八キログラムのリン回収量で、プラントの調整等もあり年間で約八四〇キログラムのリン回収量となっており
ます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたらやっぱり不具合が生じておるといふふうに認識させてもらってよろしいですね。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えします。

不具合が出ているという部分もないことは正直ございません。しかしながら入札仕様書におきまして先ほど申しましたリンの回収、リットル当たり最大リン量が一〇〇ミリグラムというふうには、国の定めておりました要綱に基づいて実は設計をし、その中で入札、落札いたしました水 i n g が一日当たり三〇キロというふうに、余力を持った中で設計をして建設をしたということでございます。

例えばこれ、車のエンジンに例えましたら、馬力が約二百馬力と申ししても、いつも二百馬力で車を運転するということにはなっていないかなと、それと同じような考え方でおりまして、余力があり、そしてまた国が定めております数値よりも五條市のし尿が性的に、その三分の一しか現在になっておらないという関係で、約三分の一の量ということでございます。八四〇キログラムという先ほど申しました年間のリンの回収量につきましては、その部分と多少不具合が出ておったということ、そのような全体量となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） リンの回収ができるということが大変目玉なので、そしてまた、みどり園の方でも刈り草堆肥ですが、あれもやっていたいて市民の方に好評ということも聞いておりますので、リンもできれば肥料として皆さんにお配りするのか、お金で売ることかその点は分かりませんが、有機のリンというのは珍しいので、人工石以外にはリンは有機ではありませんので、それを市民の人の家庭菜園などにも無償なりで配っていただくなりしていただいたら大変喜ぶと思うのですけれども、その辺の検査というのはしていただけたか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

まず、無料配布なり販売ということでございますけれども、販売につきましては、うちの一日の処理量で出てきます、先ほど申しましたリンの量では量的に販売していくのはしんどい部分があるのではないかと考えております。

それですで出てきますリンにつきましては、市民の皆様は今後無料で配布するなりを検討していきたいというふうに思っております。

また、成分でございませけれども、重金属等の含まれている、そういう安全面のところにつきましましては検査は終わっておりますけれども、リンの純粋な成分でございませぬ、そういうものに対しましての検査は現在のところまだやっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）刈り草堆肥等を含めて、リンの方も市民の方に使っていただけによるしくお願いしたいと思っております。

次にですけれども、この前ちょっと何度か行かせていただいたときに、建物に幾つかのひびが入っておったと、それについてかし期間という事なので建物にもそれは充当するのであると思うのですけれども、修理の方はどうされる予定か、何かされておられますか。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

確かにクリーン・オアシスの建物にクラック、ひび割れが見つかっております。そのほとんどが〇・二ミリ以下のヘアークラックで、コンクリートの収縮により起こっております。

現在、施工業者が全てのクラックを調査し、原因の究明と対策について年内に市に報告をすることとなっております。

対策については、国土交通省の基準に沿って実施するように命じております。平成二十九年度までに対策を完了するというふう聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら修理はちゃんとしていただけるということでよろしいですね。

次にいきます。

し尿のくみ取り料金の適正化についてお尋ねしたいと思います。

合併時の協定内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

し尿のくみ取り料金については、合併協定書で「西吉野村及び大塔村のし尿処理に関する取扱いについては、五條市の制度に統一する。ただし、手数料については随時調整する」となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうしたら、やはり協定書ということで、市長にお尋ねしたいのですけれども、今後の市長の考え方、方針についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

合併時からの課題でありますので、し尿処理については、合併協定に沿ってこれからも取り組んでまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） よろしくお願ひしたいと思います。

もう合併して十年たっておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

次に、跡地ですけれども、先に跡地利用についてですけれども、旧の衛生センターについても、続けて担当部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

衛生センターの解体は平成二十九年度、平成三十年度の二箇年で予定をしております。

跡地利用については、地元二見地区自治連合会と協議を行っております。今後はプランを提示し、内容の検討を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 二見地区の要望を十分に踏まえて、二年で解体ということですね、二年間掛けてということですね。はい、分かりました。よろしくお願い申し上げたいと思います。

続いて、跡地利用ですけれども、五條市には今も一つ部長の方から答えてくれたんですけれども、衛生センターについては。

各部署でもやはり施設の解体というものが、旧の消防署もありますし、中央体育館、また旧西吉野宗川野の小学校跡ですか、これは今、普通財産になっておるといってお聞きしたんですけれども。

現庁舎の今後の利用についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の市庁舎の跡地利用でございますが、今もう既に市職員でワーキンググループを作って検討を始めております。

今後は、諮問機関であります新庁舎整備委員会においても御意見をいただいて、それで併せて検討してまいりたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） おはようございます。

十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

私の方からは旧消防署庁舎につきまして、お答えを申し上げます。

現在、市役所等の物品等の保管場所でありましたり、旧の消防長室につきましては更生保護サポートセンターの活動拠点、それから一階の駐車スペースにつきましては、中央公民館の利用者の利便性の向上を図る観点から駐車スペースといたしまして、それぞれ暫定利用をさせていただきます。

現在、公共施設等総合管理計画を策定しているところでございまして、計画の基本方針といたしましては、ニーズが低く建物性能の低い施設につきましては、解体が基本となっております。

跡地につきましては、売却も含めまして転用が基本と考えております。
以上でございます。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

私の方からは、旧西吉野小学校と中央体育館につきまして答弁をさせていただきます。

旧西吉野小学校は、昭和六十三年に建築され、現在、校舎は倉庫として、運動場はグラウンドゴルフに使用されております。
当該地元からは、具体的な利用のお話はございません。

今後は、公共施設等総合管理計画に位置付けて、固定観念にとらわれず、様々な利用方法を地域の皆様の御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

また、中央体育館につきましては、老朽化していることと耐震補強がなされていないことから、本年度末をもって運用停止することに伴い、本年六月議会におきまして、条例廃止することについて御可決をいただいたところでございます。

中央体育館周辺におきましては、市民会館、中央公民館、幼稚園と老朽化した市の公共施設が存在しております。

今後中央体育館をどのようにするのかにつきましては、全庁的に有効な利活用も含め検討し、現在市で進められている公共施設等総合管理計画に位置付けて、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

産業環境部でございます。

まず、みどり園でございます。みどり園の焼却施設及びリサイクル施設につきましては、平成二十五年九月に周辺三地区と締結した変更協定書に「操業期間終了後、速やかに更地に整備する」と明記されていることから、平成二十九年九月以降、速やかに解体作業の準備を行い、焼却施設については平成三十年年度から平成三十一年度中に、リサイクル施設はストックヤード等の関係から平成三十二年度中に解体を実施したいと考えております。

また、解体後の跡地利用でございますが、変更協定書に「地元の意見を考慮し、緑地公園等の公共施設の設置を検討する」と明記されておりますので、周辺三地区の代表からなる跡地利用検討委員会において、跡地利用計画を策定し、地元三地区の御意見を伺いながら、その中で計画を進めてまいりたいと考えております。

それから私も産業環境部、こんぴら館も管理しておりますので、こんぴら館についてもお答えさせていただきます。

こんぴら館の活用方法については、立地条件的には平成十七年の合併により同館から七キロメートル以内に同様の施設「大塔道の駅」があり、同市内で競合するような位置関係にあるので、根本的な活用方法を検討する必要があります。

基本的には交流促進センターとして地域との交流を目的とした利用方法を考えていますが、場合によっては、用途変更をして交流促進以外の目的での運用も検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

あんしん福祉部が所管しております花咲寮の移転後の跡地利用につきましては、現時点では白紙の状態でございます。

今後の活用方法につきましては、市全体として検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）やはりこれから古い施設につきましては解体という費用も掛かってくるわけなんですけれども、やはり解体して更地にして有効利用していただきたいと思えます。

そしてまた、学校適正化による現在の学校の利用についても、進んでいく中で、同時に利用方法を考えていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、新庁舎の周辺整備についてお尋ねいたしたいと思います。

道路を含めた周辺整備についての計画についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）失礼します。

十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

旧五條高校跡地に建設する新庁舎へのアクセス道路については、旧五條高校跡の東側に接する南北方向のアプローチ道路となる市道旧岡中線、旧岡中線とJR五条駅北側を南北に走る市道岡中線と連絡する東西方向のアプローチ道路となる市道岡口三号線の整備に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）それに併せた駅前、あの辺り全体の構想としてはどういうふうにお考えをお持ちですか。駅前周辺です。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

駅前の整備につきましては、駅の南側の広場及び駅舎、それと今度の跡地利用の新庁舎に接する須恵一号線の整備などがありますが、それについても新庁舎建設後に考えたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）やはり先々に、いろいろと計画を、十年計画なりを立てて進めていかなければ庁舎は建っても、後の整備が遅れるというふうになりますので、その点も十分によくお願い申し上げたいと思います。

それと、国道三二〇号からのアプローチ道路なんですけれども、墓地等があるということの実現性が低いのではないかとというようなお話があるわけなんですけれども、別ルートについての検討はなされるつもりですか、それともしないつもりですか。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

国道三二〇号からのアプローチ道路については、新庁舎建設用地の有効活用、周辺住宅の密集度合、道路建設後の土地利用等を踏まえますと、現時点においては、現道の市道岡口六号線等を活用する現道拡幅案が最善のルートであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この道路に関しては、また他の議員さんも質問を詳しくされると思いますので、私の方はこれぐらいにしておきます。

新庁舎と周辺整備においては五條市のまちづくりにとって一大プロジェクトでありますので、現在の都市整備部の人員数を見ても職員の負担が大変多いと思いますので、そこで提案させていただきます。答弁は結構ですけれども、技術をお持ちの方を臨時雇用するなどしてプロジェクトチームを立ち上げていただきたいと思います。平成三十二年度には新庁舎及び周辺整備が遅れることなく進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（吉田 正） 以上で、十番吉田雅範議員の質問を終わります。

次に、十一番、益田吉博議員の質問を許します。十一番益田吉博議員。

〔十一番 益田吉博質問席へ〕

○十一番（益田吉博） おはようございます。

議長の発言の許可を得ましたので、レジメに従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第一番、認定こども園についてお尋ねいたしたいと思います。

この認定こども園につきましては、もう二年も三年も前から幼児が少なくなってくるので、何とか保育所、幼・保も含めた中で保育所をなんとかせないかんという話は子ども子育て会議で何回となく議論されて、五條市では二箇所から三箇所くらいの園をこしらえたらどうかというところが決まっておったように思うんですけども、それ以来、もちろん学校の適正化が出てきたり、庁舎が出てきたり、なんか忘れられているのと違うのかなと、このように思いますので、今後の展望また進捗状況についてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

認定こども園につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり「五條市立幼稚園・保育所のあり方について」において、適正な集団規模として複数クラスを確保するために、公立の認定こども園を全市域で二から三箇所整備することが適切とされております。

認定こども園の今後の展望につきましては、学校適正化の下実施されます小・中学校の新たな配置による学校や跡地の利活用も視野に入れながら、教育委員会と十分な連携の下で、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）部長の答弁では、学校の適正化も含めた中で、また学校適正化において空いてくる学校といいますが、利用も含めてという答弁をいただきましたけれども、それはもちろん大事なことだと思うのですが、学校適正化が今話題になっておりますけれども、それ以前に五條市では出生率が低い、生まれる子供さんが少ない、それに連れて幼稚園・保育所の子供さんが減ってきた。減ってきたがゆえに学校適正化、何とか学校も考え直していかないかん、見直さないかんというそのプロセスというか順番が私はあると思うんです。学校適正化、小学校、中学校の生徒が減ってきたから保育所・幼稚園を何とかせなというのではないと思うんです。まずは出生率が低い、保育所・幼稚園の子供さんが少ない、そして小・中学校の子供が減ってきた。その流れやからね、私はやっぱり幼・保であり、認定こども園を先に考えるべきであろうと、このように思いますので、学校適正化も今話題になっておりますので、十分教育委員会と御相談していただいて、共に保育所は保育所、学校側は学校の適正化というのではなしに、これはもちろん教育面におきましたら、やはり一緒になっていただいで進めていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、二番目の学校適正化について、御質問いたしたいと思えます。

この前から教育部長さんなり課長さん、関係者が、市長公室長、何箇所か説明会に回っていただきました。私もこの間、総務文教常任委員会で見えが出たのを、一応目を通させていただきましたけれども、いろいろな意見が出ております。まだ教育委員会におかれましては、説明会が終わってすぐに議会で、なかなか市民の皆様方の意見に關しましては整理とかまた会議とかは時間もなくて検討はされていないとは思いますが、もちろんいい意見もあるし、これ地域のエゴかなというような意見もありますし、また親御さんにおかれましては、何か自分とこの子供さえ良かったらいいんかなあというような意見もあります。いろんな意見、まあもちろん大事な意見ですけれども、教育委員会として、私この意見を見たときに、学校適正化は難しいのかなと、難儀やなど思っておりますけれども、今後の教育委員会としての展望をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

本市が目指す教育の姿といたしまして、五條市教育振興基本計画「五條市「夢・志」教育プラン」により、教育目標として、子供たちが時代の変化の中で、社会を生き抜くために必要な確かな学力、体力、他者や地域を思いやる心、未来を開く強い意思と実践力を育む「学校づくり」を目指しております。

また、幼稚園、保育所、小・中学校、さらには高等学校までをつなぐ将来を見据えた教育体制づくり、学校・園を支える地域コミュニティの確立、地域を愛する心を育てる「ふるさと学習」を柱に、日々の教育実践を進めておるところでございます。

具体的な取組目標といたしましては、義務教育九年間の一人一人の人間の成長を貫く教育のため、小学校・中学校が一貫した教育理念の下で、子供たちの発達に応じた計画的な教育課程を編成し、系統的・継続的な教育活動の実現を目指し、今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 部長の答弁はそれで結構ですけれども、具体性がないわけ。

教育長に今度答えていただきたいのですが、説明会では一案、二案ございました。その一案、二案について学校のなくなる地域の方と学校へ来てくれる地域、この意見は全く分かれております。学校がなくなる地域の方は、学校がなくなったらまず寂しい、村の活力がなくなる、ずんずん田舎になっていく、そういう意見がほとんどやと思うんです。学校に他の生徒さんが来ていただいて活気付くところはそれなりの意見やと思うのですけれどもね。この意見を見ておいたら、本来の学校適正化、小中一貫教育、これの議論が余りなされていないように私思うんです。そしてまた保護者とか地域の皆さん方がまだそこまで一回の説明会で理解もされていないのも十分分かるんです。だから地域から学校がなくなったら寂しいとか、子供が遠いところに行くのにスクールバスをどうしてくれるんやとか、そんな意見になって、本来の小中一貫教育、教育長が旗振ってやっていたら、小中一貫教育の中身をまだ議論されていないのと、私こう思うんです。

そしてなぜか私考えたんですけれども、今一案、二案出ていますけれども、こんなこと言うたら教育委員会に失礼かも分からんけれども、一案、二案を見たら、あれは学校の統廃合やと思うのです。あなたさんの地域で子供が減ったさかいこっちへ来てください。こっちへ来ていただいたらこの学校で教室が足りませんよと、何か寄せ集めみたいな感じでね、私思うんです。だから五條市において、新しい学校を使えない、

もちろん私の地域の阿太小学校も阪合部小学校も、西吉野中学校も五條西中学校も、この辺新しいですね、学校として。その新しい学校を廃校にしていかなん、もちろんその地域の人はそんなん反対するのは当たり前ですやろ。そしてこの説明の中には、新しい学校の後の利用、あなたの地域ではこの学校は人数が減ってきたのでこっちの学校に行ってもらわなしょうがないですよと、去る代わりに地域が寂れないように地域が活気付くために、五條市としてはこういうことを考えておりますという案が何にもあれしませんやろ、今。そんなん市民の皆さん怒るのは当たり前ですわ。それやったら初めから子供さんが減ったんで教育になりません。統廃合せなしょうがないんだと、説明した方が納得していただけたらと思います。小中一貫教育というアドバランを上げて、その議論なしに進めておったかって前を向いて行かないと思いますよ、教育長。

そして一案、二案が出ておりますけれども、私はもつと他に一案を出さなあかんと思いますわ、教育委員会として。本当に小中一貫教育をやろうと思っておるんやたらね、どっか新しいところにモデル校を造って、ここで五條市としては小中一貫教育をやっていくんやという姿勢を示さなければ、それがないさかいに統廃合や、うちの学校なくなったら寂しくなるとかという意見が出てくるのでしよう。ほんまにやる気あつたら、今庁舎が議論に挙がっていますけれども、みんな教育が一番やと言うんです、教育が大事やって。それやったら庁舎よりも学校の方が大事ですやろ。これだけ小中一貫教育をやろうとなされておるんやたらね、どっかにほんまの小中一貫校、分離型と違いますよ、一体型の小中一貫校を建てるんやと、五條市としては。その横には認定こども園も造りますよ、その横には児童も造りますよ、そういう青写真を出さないことには、市民の皆さんは納得しないと思いますよ、私。ただ単に、あんとこの校区で子供が減ったさかいこっちへ来てください。古い校舎は余ってます。教室が余ってます。そこに一時皆さん入ってください。五十年たった校舎に入ってくださいって言うて、そしてこの間の議員さんの質問では、長寿命化ですか、学校長寿命化の補助金を使って、十億円と六億円やったかな、十六億円ほど掛けて教室作るのか、リフォームするの、そんな程度ですやろ。その長寿命化でお金を投資した学校もいつかは建替えせんなん。そのときにまたお金が要りますやん。それやったら何で今、モデル校としてね、一体型の学校をどっかに建てるんやって、そのアドバランを上げて市民の皆さんに納得してもらえるように説明しに行かんことには小中一貫教育の一体型の形が市民の皆さんには見えないんです。私にも分かりません。私は阿太小学校の説明会に行かせていただきました。皆さんいろいろ言っていました。学校なくなったら寂しくなる、それはもちろんそうです、阿太小学校は新しいのに、後どないするんやと言うてました。しかし私は後ではそれなりに、部長も聞いてくれておったやろけれども、私はそれなりにまとめておきましたけれども。私自身も別段、あの学校がなくなったら寂しくなるという思いはあるけど、子供の教育を考えたと

きにはしようがないだろうと思っております、個人的にも。しかし思うんやけれども何かが見えないんです、今、教育委員会さんがおっしゃられておることは。本来の一案を出してもらわなければ。本来の一案は、教育長、違いますか、私と同じ思いと違いますか。どこか新しいモデル校を建てて、ほんまの小中一貫教育するんやと一体型で、その案を出してもらわんことには、おそらく前向いて行かないと思えますわ。各地域の方が。いろいろな考え方ありますやん、そら学校を大きくした方がいいという考え方も、いやいや小さいところでもね、家庭的に教育した方がいいって、何も一年生、二年生が一クラスでも構わない。学校の生徒数少なくなっても構わない。その方が子供の教育にいいという親御さんもあります。またいや大勢おるところで競争心を付けて教育せんなんという親御さんもありますよってにね、だから一緒になるのいらんて今要望書も出ているけれども、その地域はそれでいいと思うんです。今一緒に全部しようと思うから無理ができる。どっちがいいって決められませんかやろ。大きくして本来の一体型でね、することが今いいと言っているけれども、それがほんまにいいのか、いやいやそんな少ない人数でも家庭的に子供を教育した方がいいのか、これは私誰も言い切れないと思いますよ。そやけど今教育委員会ではそういう一体型の、小中一体型、今はならんけど、分離型やけれども、小中一貫教育をした方がいいという方針で進んでおるわけですよ。それやったらそれなりの第一案を出してこなあかん。教育長どない思います。

○議長（吉田 正）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）益田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどからいろんな御意見をいただいたわけでありましてけれども、これから進めようという学校適正化の方向というのは、私は間違いなく考えていかなければならない重要な施策だというように思っています。

特に、「学校適正化は五條市の児童・生徒に学力を始め確かな力を付けるんだ。」「そのためには、その中身を、システムをしつかりと整えなければならぬんだ。」、そういう部分からこれから重要な施策だと確信をしているところです。

児童・生徒の確かな力は児童・生徒の個々の力を高めることから始まりますけれども、その力が集団の中で生きる力でなければならぬというように思っています。そうした点から、今後の五條市の教育体制を一定の「集団」を意識して構築することが必要だと考えています。

また、児童・生徒の成長は、小学校や中学校という単位に留まるのではなくて、九年間を通した一人の人間の成長として捉えるべきだというように思っています。このことは近年、国が示します教育の方向の中でいろんな観点から指摘をされています。特に小中一貫教育の方向について、昨年度文科科学省では学校教育法の一部を改正して、小中一貫教育が制度の上でも実質的に行えるように義務教育学校の設置を含め提

起がなされました。

義務教育学校に移っていくんだという方向を示しているところはあるのですが、まずは小中一貫九年間をカリキュラムやいろんな制度の下に、一つの筋道をとってやる教育の体制を五條の中では培っていききたい。そのためには一つは、いわゆる規模であるとか配置の部分をしっかりと整えることと、もう一つは教育内容の中で、小中一貫教育で行っていくその中身を整えること、この二つを考えていかなければならないように思っています。

今回、素案の中で示しました案二つというのは、今御指摘いただいたように、確かに統合という部分を前提にして一定の集団というのを作っていくんだということを一定の根拠の中で行っているわけでありませうけれども、これまでの説明会であるとかいろんな推移の中で、市民の皆さん、とりわけ保護者の皆さんに、その工程の部分がしっかりと伝えられていない、その部分については今後反省をして押さえていかなければならないと思っています。そのためさらに小さく割って、また丁寧に意見を聞いていくという機会をまず設けてまいりたいと思っています。

まず、これからどうして行くんだという部分でありますけれども、案で示しました第一段階としては中学校区を確定したいと考えています。答申の中で小学校は二クラス以上、そして中学校は二クラスから三クラスという形で答申をいただきました。それに基つきますと、中学校の方で全ての専門性を持った先生が全部配置されるのか、そして人間関係の組み換えができるような部分から、中学校は二校であろうという形で基本的な方針を示しました。まずは中学校を中心としたグループをまず固めていききたいというように思っています。

一番理想的な適正化で申し上げますと、今益田議員がおっしゃった部分、ある意味では私は同じことを考えている点も確かにございます。それは本来的に小中一貫校きちつとやれば一体校だと私も思っております。しかし市の様々な部分からいきますと、一体校を今まだ造るといふような部分まで熟していないのではないのか、中学校区をしっかりと組み立てることからスタートをしたい。そんな思いを今持っているところですよ。

したがって今回示しました一案、二案も中学校区を中心とした案として示させていただいています。これをどのように進めていくのかという部分については、今後段階的に順を追って考えていかなければならないと思っておりますけれども、小中一貫が執れるような九年間、小学校と中学校をつないだその制度を、中学校というグループの中でつくって進めていくことを第一義的に考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「二十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）ちよっと私の質問と教育長ずれているかなと思うんですけども、教育長は中学校校区を確立したいと、まず、それはいいと思います。

私ね、もう昔の話やけれども、私が五條東中学校の二回目の卒業生かな、二期やと思うんです。私、滝の中学校、うちの村の中学校で一年間おつて、そのときに、もう統合するということで五條東中学校という名前ができておつたのです。北宇智と大阿太と南阿太ですな、学校は別れておつたけれども新しい名前はできておつた。できておつて今の五條東中学校を建てる工事もやっていた。だから見えていたわけですよ。そして土木事務所は小高い丘になっておつて、あの丘を取って下の運動場を造っていました。私が五條東中学校に行ったときは、まだ運動場ができていなかった。体育館もできていなかった。卒業式は宇智小学校へ行っておつた。プールもなかった、宇智小学校に行っておつた。ただ校舎だけできて、私、中学二年から五條東中学校に来たんです。しかしもう何かの形が見えておつたわけですよ、統合する上においては。あそこに建てますよ、学校一緒になってください。学校は別れておつたけれども、校長先生は一人やつた。それができておつたわけですよ。でも今の場合はね、教育長のおっしゃるのは中学校校区を確立したい、二つにまとめたというのはよく分かります。それやったら、どっかで今学校建てとらなあかんわ。そうでないと市民に説得力がないやん。ここに学校造ります。もう工事をします。だから皆さんここに集まってくださいと言うのだったら説明会に行つたかつて説得力あります。そして廃校になる学校はこういうふうに使います。だからうちの、もう今はあかんけれども、滝の学校は小羽根の麻袋さんが来て地域の皆さんの雇用をします。大阿太の学校はノーザンウールが来て会社をやつてまた地域の人を雇用します。北宇智は何やつたんかな、小羽根さんやつたんかな議長、（議場に声あり）南メリヤスさんやつたんかな、宇智もしかりだと思えます。後の地域の活性も、今はもうあきませんで、今はうちの小羽根さんはまだちよっとやっているけれども、そんな大勢雇用してというようなことはやつてないけれども、そのときとしては、やっぱり学校なくなつたら地域の活性化がなくなるさかい、地域の人を雇用するために、一般の会社に売却してしまつての話ですけれどもね。そんながあつて、私、五條で五條東中学校が合併の最初やつたと思えますわ。そのときもいろいろ、「そんな遠いところへ行かんなんのか。」とかね、「自転車で行かんなん。」とか言うていろいろ問題があり、それでうちの家の前から奈良交通が走ってくれるようになりました。それも時代の変化でもう乗る人がおらへんようになって、もう奈良交通が廃止になって、今デマンドバスですか、走っていたいておるけれども、それはもう五十年も前の話ですよ。けど今やろうと思つたら何かの事を出さないことには、教育長のお話は私分かりますよ。現実として市民の方が御理解できるかということですよ。何かあらな説得

力が無いと思いますよ。中学校区から固めるのやったら、二つも学校は一遍に建てられないのは私も分かっています。しかしここに建てるとか何かの青写真を出してこなければ、理論だけでは皆さん納得してくれないと思う。一時は古い校舎使うんやったら使ったらよろしいやんか、お金掛けらんと。無駄な投資しなくてもよろしいやん。またそこを壊して新しいの建てらんやから、無駄な投資やからね。そやけど何かの青写真を出してもらわんことには、何ぼ説明に行っただかかって堂々巡りですわ。その青写真と学校がなくなるところの跡地利用と並行して皆に説明しないことには、前向いていかんと思いますよ。

教育長は五條市にもいろんな事情があつてと言われました。それは庁舎の話とかいろんな話を教育長は思われているやと思いますけれど、そやけど教育長の立場として、教育長、はっきり言うたらいいと思いますよ。庁舎より学校の方が大事やつて、それが教育長の立場ですやろ。立场上、今こんな話が出とんのやから、教育長としては教育のことを優先に第一として、私は物事を言うのやというのが教育長の立場やと思いますよ。他の諸事情つて、諸事情があるのは分かります。そこらどうですか。

○議長（吉田 正）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）益田議員の御質問にお答え申し上げます。

今教育長としては、教育が最優先だという思いを言うべきではないのかというお話でございます。確かに教育という立場から言いますと、教育というのは絶対大事にしなければならぬものだというのは、私はその通りだというように思っています。しかし、教育の問題、今回の適正化の問題は、まち全体の部分の中で、まちづくりとして進めていくべきだと、そのことをすることによってまちが変わるんだということを前提に置いてやるべきだというように考えます。様々な事情というのはくみ取りながら、第一段階、第二段階と進めていかなければならないというように思います。そのために第一段階として、先ほど申し上げましたけれども、一案、二案というような示し方をしましたけれども、中学校区をやっぱり固めたい。そしてそれにつながる小学校を造りたい。できればその次に、将来的にいわゆる一体校か分離校として、小中一貫教育のできるしつかりとした体制を作っていきたいと考えています。

将来おそらく義務教育学校というのが絶対に増えてくるだろうというように予測をしなければなりません。そのときに小中一貫校ができていることを基にして、義務教育学校を進めるんだという方向でいかなければならないと思えますから、当然その時点では学校を新しくするということも前提に考えなければならぬ要素が出てくるのではないかとこのように思っています。

しかし、基本の部分はまちづくりとして全体がスムーズにいかなければならぬ部分が課せられておりますので、私はその辺を大事にしな

せんけれども、もう一度しっかりその辺の部分は考えながら進めていきたいと思っています。その第一段階として先ほど申し上げました一旦中学校区を基本にしたそのものを作っていきたい、そして次の方向に進めていきたいという思いで現在のところは進めていかなければならぬのではないかと思うように思うところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）もう教育長、これくらいで私もやめておきますけれども。

同じことを言いますが、教育長、やられようとしていることは、私は素晴らしいことやということは分かっております。しかしそれを市民に説明するのに、やっぱりもうちょっとしっかりした青写真を持って二回、三回の説明会に臨んでもらわんことには、ただ人数が減ったさかいにこっちの学校においてよって、それだけでは市民の皆さんは納得してくれませんがよということを再度、私申し上げておきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、三番目の五條高等学校賀名生分校についてお聞きしたいと思います。

この件につきましては、私いつの委員会か忘れましたけれども、予算審査特別委員会か総務文教常任委員会の方に、五條病院も含めた中で寮を改修してリフォームですか、高校生を全国から募集して集めたいんやというふうなお話で、その寮を改修する測量か、設計費が出ているときに私申し上げたと思うんですけどもね、そのときにはそんなんしても無駄やという話をさせてもらったと思います。今の現状から考えたときに、今設計とかされていると思うんですけどもね、それに寮だけの、寄宿舎を改修するだけのお金、粗でいいですけども、何ぼほど掛かるのか、また賀名生分校を今までどおりのたぐさんの生徒を全国から来ていただいてするのに、どれだけの投資を賀名生分校にせなにかんのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

賀名生分校の寄宿舎については、屋根や外壁の改修、食堂や洗濯室の整備、居室の美装、セキュリティ機能の向上などが必要と考え、現在、設計業務を進めているところでございます。

設計業務が完了すれば改修経費について詰めることができますが、概ね五千万円程度必要になるのではないかと考えております。

学校教育費につきましては、定員増にならないことから、学校教育自体に必要な経費の大幅な増は生じないと考えています。

しかしながら、寄宿舎の運営に当たっては、舎監による生徒の指導や光熱費、施設管理などに要する経費が必要となり、そうした経費については、奈良県立高等学校総合寄宿舎や五條病院看護師寮の実績などを参考に検討しているところでございます。

なお、生徒から徴収する寄宿舎使用料等については、奈良県立高等学校総合寄宿舎や他府県の状況などを参考に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） そしたら、寮を造るのに、リフォームするのに約五千万円で改修というかりフォームできるやろと、これも粗で結構ですんやけれども。今の部長の答弁やったら、今の賀名生分校の校舎に関してはそんなにお金は掛からんと、そして教育費もまあまあ生徒が増えども、まあまあ推移でいけるといってお話だと思っておりますけれども。それはそれで余りお金掛からないかなと思うんですけれども、賀名生分校の件に関しても、包括協定の中におそらく入っているのではないかなと思うんですけれども、入ってなかったら入ってなかったでいいんやけれども。これ賀名生分校って五條高校の分校ですわな、五條高校は県立ですわな。県が全てするわけですやろ。五條高校の県立であるんやけれども、今までの歴史の流れから五條市が学校の運営に関しては持たんなんのことも分からんけれども、ここらは国とか県とかの五條市が今持たんなん費用に関しては国・県は何も補助制度で手厚い手は差し伸べてくれないのですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番益田議員の御質問にお答えを申し上げます。

寄宿舎の改修については市単独事業として行い、過疎債を充当することとしております。

また、寄宿舎管理運営経費については、地方交付税法・特別交付税に関する省令に基づき、入舎生徒数、もしくは経費総額に応じて、毎年度十二月に交付される特別交付税に算定されることとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） そしたら来てくれる生徒の割合に応じて特別交付税で何ぼかは応援してくれるという解釈でよろしいですね。はい、分か

りました。

そしたら、次三番目ね、私もこの前も今も言わせていただいたけれども、やったかってうまいこといくかなあという思いを持っております。教育委員会さんには悪いけれども。

今後の展望というか見通しについてはどうですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

全国募集実施後の賀名生分校では、実習を近隣の農家や農業法人などプロから指導していただけること、さらに三・四年生では平日に就労活動を盛り込み、OJTによる技術習得ができることを学校の特色にしたいと考えております。

卒業後は農業法人等に就職し、さらに将来は、生産技術を高めるとともに経営能力も身に付け、市農林部局の支援をいただき独立することも考えております。

しかしながら、農業の厳しさ、難しさについては認識しており、そうした点についても、地域の農家・農業法人の皆さんから御指導、御支援をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

若者が農業をしないと我が国の未来はございません。そのため、国は担い手への農地集積や、農業の構造改革の推進を進めております。

国が示している支援策活用ガイドでは、青年就農給付金（準備型）として、農業技術等の研修中、例えば県の農業大学校や県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方に、給付金を給付する制度や、青年就農給付金（経営開始型）として、農業を始めて経営が安定するまでの方に給付金を給付する制度、また、後継者がいない農業者が有する経営資産や技術を、就農希望者へ円滑に引き継げるよう支援したり、農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実践的な研修等を実施する場合、研修に要する費用を支援しています。

国はこのように、若者に夢を持ってもらえる農業を進めております。

五條市も、賀名生分校の卒業生も含め、地域農業の担い手を育成し、移住・定住の促進を進め、中山間地の活性化を図れるように、国・県と連携し進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 辻田部長、最初どない言うてくれたん。「我が国の若い者が農業をしないと我が国はありません。」とか、（笑声）えらい大きな話をしてくれましたけれども、それはちよつと言い過ぎやと思いますわ。日本の国、農業だけで持っているのと違いますよってにね。いろんな職種があつて日本の国は成り立っているんやから、昔は農業立国やから、江戸時代や明治時代はそんなことを言つても良かったかも分からんけれども、今は辻田部長悪いけれども、いろんな産業があつて日本の国は成り立っている。私は農業やから、それは言うてもらつても腹は立ちませんよ、しかし現実はそのやないし、もう日本もひよつとしたら農業ではやっていけないようになるかも分からん。だから今いろんな国は施策を打つて自給率を四〇パーセント、四五パーセントにせないかん、このままで放つておいたら自給率が三〇パーセント、二〇パーセントになつてくる。農業する人がおらんようになってくる。有事になつたときにどうするんやということ、今自給率ということ、いろいろな農業に対して施策を、衰退していく農業に対しての施策を国は打つてきておると思うのです。

松井部長の答弁、ちよつと私には分からん部分もあるんやけれども、要するに賀名生分校はもう生徒が減つてきたと、来てくれる人がおれへん。それは当然やと思いますわ。農業する人がおれへんのやもん。減つてくるのは当たり前ですやん。そしてさつきから適正化の話でもう保育所から中学校、みんな子供減つてきておるのやから、賀名生分校だけと違ふと思ひますよ、県立の高等学校、みんなこれから定員割してきますやろ。学校余つてきますやろ、高等学校も。そんな中で農業もする者も減つてきておる中で、賀名生分校の生徒さん減る、寄つて来ないのはそんなん当たり前の話ですやん。それを賀名生分校に全国的に人を寄せようという今。寄つてきますか。今の状態で。私やつたらようやりませんわ。はつきり言うて。何かね、やるんやつたら何かさっきの学校建てれという話も一緒やけれども、みんながなるほどつて、あそこに行つたら日本全国で先進地、変わったことをやっていると、あそこに行つたら勉強になるなというようにすることをしないことには、今の賀名生分校の状態で、四年間行つて、そして自分とこの家に帰つて大きな農家しようかなつて、無理ですやろう。そんな農家の人はもつと違う大きな学校行きますやん。そして賀名生分校出られた方でも農家を継いでいるという方が少ない。桜井市の奈良県農業大学校もしか、農家継がない人が多いわけやん。ほんまに農家をやっていこうという人はもつと大きな学校に行つてますわ。学校の裏、向こう見

えないほど土地を持っていてそこでいろんなことをやっている学校に行っていますわ。そこで技術を覚えてくる。賀名生分校に全国レベルでね、人を寄せても農業として成り立つんかなど。

そして、辻田部長も定住とか話してくれておったけれども、なかなかそんな今の、辻田部長もよく知つとると思うけれども、そんな甘いもの違いますやろ、今。国はいろんな施策を打ってくる、パンフレットを見たらどんなええ補助金あるのかなあ、お金うまいこと貸してくれるんかなって、パンフレットにはうまいこと書いてくれてありますわ、なるほど。就農資金はおそらく使えると思います、これは。今百五十万円かな、五年間か、またそういう人を雇い入れる法人とか農家には三十五歳までやったかな、アルバイト代の半分ほどは二年間補助したるさかいに農業できる人を作ってくれ、教育してくれという意味で、二年間は農家に対しても補助金つけています。しかしそれが現実問題として、その子がしたら農業やっていけるかって考えたときに、まず農地がないんですか。五條で定着してもらうんやったら。そんな土地ありますか。もちろん今、空いてきたサポートセンターがいろいろ世話してくれて、段々の田とか三角の田とか、行く道がないとか、そんな田は空いてきていますわ、飛び飛びで。そんなところで農家したかって採算合いませんやん。若い人にそんなところでせえと言ったかつてできることない。そうしたら五條市がその土地を買い上げるなり借り上げるなどして、一枚の広い田んぼにするとか、そこまでしてあげられるんやったらよろしいで。おそらくそこまで行政はできないと思います。農機具買うのどないするんで、三分の一の補助金、経営安定の何か資金でありますやん。この子たちがその制度に乗れますか。平成二十八年度も西吉野の方で、私詳しく調べていないけれども、七件も八件もS買いたいんやと言って申請してね、みんな飛んでますんやんかえ、引っ掛つてないや国の制度に、今現にやつとる人らがですよ。農家に皆ポイントで点数制度にされるわけですよ、国に。パンフレットにそんなこと書いてないけれども。ここのは将来五年間農業を大きくしていけるかとか、青色申告しているとか、法人にするとか、第六次産業に取り組んでいるとか、それでその農家の点数、ポイントが皆付けられるか、青いわけですよ。その点数に達しなかったらみんな補助金飛んでしまうわけですよ、現実。だから今教育委員会の方も辻田部長さんととも、それは連携して考えてはくれているんやけれども、現実問題としてね、その子たちが賀名生分校を卒業しても、どうやって五條で農業を営むんや。どうやってお金借りるのか。担保もない保証人もないところに農協も金貸してくれませんか。借りるまでに国の補助金に引つ掛れへんの違いますか。新規就農者やったら我々よりはポイント三点から五点かはたくさん付くんですよ。新しく農業する人には。しかしその三点のポイントをもらおうと思つたら五年間の間に二百五十万円の黒字を出せと、売り上げと違いますよ、販売して経費・諸経費全部引いて税務署に申告するには二百五十万円の黒字を出すという約束があるんですよ。五年間でそれだけの経営をせよと、その代わり

に就農資金とかいろいろ五年間援助してあげようと、だからそういう実績を作ってくださいねという足かせが掛かってますやんかえ、これにかつて。そんなことを教育委員会も辻田部長ところも全部把握してこんな話をやっているんですか、五條市で農業を定着さすとか、できることあれへんやん、我々ね、五條で生まれて五條で住んで田も畑も先祖からだでもらってやってもあかんねん。そんな新しいところへ来てそんな制度を利用して、それを五條市はちゃんと尻拭いたって面倒を見たってくれますんか。それやったらやったらよろしいで。そんなことまでしたら他のところから文句が出ますやろ。いやそこまでしてまで何で賀名生分校に人を寄せらんなんことがありますの。今学校をなくそうかと言っているときですよ。なくすというよりも、なくさなしようがないなという時期になっているんでしょう、今。そんなときによそから人を集めて来て定住してもらおうって、何でできませんことを考えるのお金使つて。

教育長 どうですか、もう二人部長ええわ。もうおまはんら、こんな俺話したかつて、あんたらよう答えられないさかい。

○議長 (吉田 正) 堀内教育長。

○教育長 (堀内伸起) 益田議員の御質問にお答え申し上げます。

近年、大きく定員を割っている賀名生分校を何とか改革をしたい。そして地域の農業、五條市の農業振興につながる農業学校として位置付けたい、そういう部分の中でこの賀名生分校の魅力化事業というのを進めているところです。

議員が先ほどからお述べのように、農業はそんなに簡単なものではない、ましてや五條市に位置付けていくためには大変困難な部分が一杯あるだろうという御指摘を真摯に受け止めなければならないというように考えています。

しかし、これまで西吉野地区を中心に地域とつながってきた賀名生分校をさらに魅力ある学校として残して、その地域が一番大事にしていく農業に関心を持ち、それを営もうとする若者、これは五條市で営む若者もおれば、他地域から来ているんな形でいく若者、さらには農業大学校であるとか、大学の農学部につながっていく、そういう部分の学校として位置付けていきたいというのが、この魅力化事業の中で捉えられている中身であります。

これまでの農業、今の農業高校にありましても、卒業生のほとんどが農業に従事しているのかと決してそうではありません。しかしその中から農業に従事する子供たちが育っているのは事実でありますので、地域の農業を営んでいる人たち、まだ団体や機関の人たちの直接的な指導を受けることによって、実習の機会を大きく増やせるような学校として、この賀名生分校を変えていきたい、そんな部分の中で今カリキュラム等を検討しているところです。

五條市の農業振興とまちづくりに資する人材はもちろんでありますけれども、次の農業を描いていこうとする人材をこの賀名生分校の中で作っていけないのか、そのことを一つポイントにしながら魅力化事業を進めていきたいというように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）教育長ね、魅力化事業とおっしゃられるのでしたらね、今の賀名生分校のままでは何も魅力がないと思う。私、こんな勝手に考えておることやけれども、それをどうしても魅力化事業でやろうと思うのであれば、今小中学校一貫教育の中で、西吉野中学校は五條東中学校に来るといふ案が出ていますけれども、それはなるのかならないのか分からないけれども、もしもなるのであったら、私は今の賀名生分校の場所よりは、農業ということをやっていくのだったら今の西吉野中学校の跡地に行った方がいいと思いますわ。学校を変えた方が、そしたらあの下には幼稚園をするという土地やったのか、下に広い土地ありますやん。あそこに大きなハウスを建ててあげて水耕栽培でもして、もう土なしで農業できるんです、今。倉庫の中でも野菜できる時代ですやん。そういう画期的なことをやるとか、したらんことには魅力ある農業にはならんと思いますわ。

そして日本で、西吉野は柿ですやん、五條も柿やけれども、そやけどこれね、そういうことをやらなければ柿だけやったらね、日本全国レベルで人を寄せたかって、柿の産地知ってますか。福岡県の朝倉と岐阜県と和歌山県と奈良県と、これ三つですやんか。四つか。日本全国レベルで人を寄せて柿のことを教えても、帰っても間に合わない。西吉野で定住して柿作りをするのやと、どっかの年いっつももう作らんさかいに、パイロット広いのあるさかいにこれあんだ皆作ってよと言って預かるんやったらね、まだしも。なかなかそれもうまいこといかんと思いますわ。大概パイロットが空いてきたら隣の人とか親戚の人とかが作っていますわ。赤の他人のところには貸すというのはなかなかしてくれません。だから教育長が言う魅力のある学校も、私何も反対しません。今のままではあきませんよと、やっても無駄な投資や、だから寮はいいとしても学校には投資をするべきではないと思います。西吉野中学校が空いてきたらあそこに行ってもらった方がよっぽど場所的がいいと思います。そしてまたあそこは湯塩地域ですやん。湯塩は富有柿も西吉野では特にいい富有柿ができる場所やし、周りもすいているし、道もあるし、柿ドームも比較的近いし、いろんな立地条件がいいと思います。しかし柿だけではそんな日本全国レベルで人を寄せたかって何か魅力ある農業と…、今のところそんな野菜作りとか、そんな不可能ですやん。そして従来どおりの野菜作りしておったかって若い子は寄ってきません。もう今みんな先進地に行ったら、事務所画面を見てハウスの状況がみんな画面に出てくる状態ですやん。そしてあそこがお

かしいから見に行こうかとか……、そこまでしてあげるんやったらひよっとしたら広い場所からね、来てくれるかも分からん、研修に。そこで勉強し終わったら俺も地元に戻って、家帰ってそんなやろうかなという子も生まれるかも分からんけれども、今の状況の中で、賀名生分校が寂れた、寂しいって何とか全国レベルで人を寄せてって、ただそれだけやったら私は余り意味がなさんやろと、そういうことも一つ考えていただいて、私ももう質問は終わります、答弁は要りませんけれども、いろいろと最初から認定こども園、幼・保、一貫からずっと今の私の話はつながっておると思います。

行政においてこれが一番私は大事ではないかなと、私はもうはっきり申し上げたいと思います。こんな新庁舎建てるんやったら、私はこれの方が大事やということだけ申し上げて、私の一般質問は終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正）以上で、十一番益田吉博議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩に入る

午後零時五十八分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

四番、宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番（宗部康寛）ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、宗部康寛、通告のとおり一般質問をいたしますので、よろしくお願いたします。

新庁舎建設計画についてであります。建設地は先の議会におきまして議員満場一致で可決されておりますが、今後平成三十三年供用開始

予定に向け庁舎建設はもとより周辺アクセス道路の整備につきましては、早急な構想計画を持って進めていかなければならないわけでありませんが、それでは(一)の周辺地区への周知及び現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長(吉田 正) 福塚市長公室長。

○市長公室長(福塚勝彦) 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

本年九月に五條市自治連合会に、十月には関係周辺自治会に説明会を行いました。

今回の説明でございますが、全体の概要を説明したというところでございます。その中で出された意見といたしましては、アクセス道路の整備、工事期間中の安全対策、市民がくつろげる広場がほしいというような意見が出されたところでございます。

現在の進捗でございますが、地質調査などの発注の手続き、また基本設計及び実施設計発注の作業を進めているというところでございます。以上、答弁とさせていただきます。(「四番」の声あり)

○議長(吉田 正) 四番宗部康寛議員。

○四番(宗部康寛) ありがとうございます。

今後の進捗に伴いまして、特に周辺自治会におきましては、御理解と御協力をいただかなければなりません。工事着手におきましても、着工から完成までは安全対策には十分配慮の上、進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(二)の国道三二〇号からのアプローチ道路の整備についてであります。私は昨年の九月の九月の一般質問におきまして、この国道三二〇号からのアプローチ道路は不可欠であるということは申しました。そして今年三月の一般質問にも、この路線の重要性を示してまいりました。県とのまちづくり包括協定においての基本計画の取組の中で、岡口三号線の道路拡幅事業、そして後の須恵一号線の新設事業につきましても計画は聞いております。この計画が進むことによりまして、地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会での取組事業とリンクさせました計画により、委員会での取組の問題が一部解消されるのではないかと思われます。JR五条駅の南北道路をつなぐ平面交差、そして駅東側のオーバールート五六〇メートル間、いずれにいたしましても計画を進めていくには大変難しい問題であります。近い将来、須恵一号線を整備することができれば、南北道建設計画の妥協点を見いだせるのではないかと思っております。

問題の西からのアプローチ道路について、岡口六号線と本町六号線の具体的な整備計画は現段階では未定ということでは止まっておりますが、西からのアプローチ道路は再整備可能な現市道の改良であると考えます。今後の計画性についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

国道三一〇号からの新庁舎への道路整備につきましては、朝からの吉田雅範議員の御質問にもお答え申し上げますが、平成三十二年度の新庁舎完成に向けて市道旧岡中線と市道岡口三号線を重点的に取り組む必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）東側の岡口三号線のルートを重点的に、そして須恵一号線の計画は確か庁舎完成後の計画ということで、先の吉田雅範議員の質問の答弁でも聞いております。しかしこの三七〇メートル区間の改良事業につきましては、もちろん全体的な予算を試算する上で財源はどうするのか、そして計画を進めるに当たりましては、調査から用地交渉までは相当な年月が掛かることも考えなければなりません。地権者の方々や住民の方々の協力が必要なことも承知しております。しかし新庁舎建設地が決まった以上、その周辺道路を整備するのは当然のことと私は思っております。優先順位、そして予算の配分等限られた財源の中で進めていかなければならない事業ではありますけれども、平成三十二年度の供用開始までには必要最低限のアプローチ道路の整備が不可欠であると思います。特に国道三一〇号からのアプローチ道路といましては、本町六号線から岡口六号線を直線で結ぶ計画を切に、切に、市長にお願いしたいと思います。

特化した箇所の話ではございますが、このルートを整備することは大変費用対効果の高い計画であると私は思っております。これは議員として、そして市民としての要望でございます。三月に附帯決議も出されております。その内容に「国道三一〇号からの庁舎建設地へのアプローチ道路の整備の早期完成を求める。」と、このようにあります。市民の願いでもありますアプローチ道路の整備の一つとして計画を進めていただきたいと思いますが、もう一度その辺の私の思いと市民の要求をおくみ取りいただきまして、再度前向きな計画の答弁をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

これまでの議会の中で本路線は有効となるルートの一つであると説明してまいりました。

ただ先ほども申し上げましたが、最重要路線として市道旧岡中線・市道岡口三号線の整備を重点的に取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）同じ答弁を繰り返されて、当然の答弁なのかなと思っておりますが、やはり東西南北どこからでも市民は来訪するわけでございます。東側からの先ほどからの答弁で岡口三号線を重点的に、そして須恵一号線は庁舎完成後の計画と、その後で重要路線で国道三一〇号からの整備は、それは四番でも五番でも私はいいいと思いますよ。しかし庁舎供用開始までに一定の形を作ろうとするのであれば、この時点でもう少し前向きな答弁があつてしかりかなと私は思っております。それは一つ一つあれもこれもとできないのは重々分かった上でございませけれども、やはり町の、今までの本町一丁目の一等地でございますと、五十五年前に建った庁舎は北に道ないやんつて言う人おりませぬわ。しかし今新しいところに移る以上、これだけの国道三一〇号からのアクセス道路の整備はどうなされるのかという声がある以上、もう少し具体的とは言いませんけれども、前向きな、どれもこれもやらんなんと、皆さん協力してくださいというように言うような形の答弁はいただきたいと思っております。これまでのやり取りを聞いておられて副市長、これからの取組についてどうお考えですか。

○議長（吉田 正）樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

今新庁舎の移転で皆さん方の御議決をいただいて、鋭意三十三年の四月を目標に職員一丸となって頑張らせていただいております。ずっと御指摘、また議決いただいたように、アプローチ道路につきましては大変重要であるということは十分認識をさせていただいております。

担当部長が申し上げましたように、今東側の旧岡中線の拡幅であつたり、あるいは岡口三号線の方を重点的に取り組んでいくという答弁をさせていただいております。国道三一〇号からいかにするかということにつきましては、やはり時間をいただきたいなと思っております。先ほど宗部議員がおっしゃったように、本町六号線それから岡口六号線の直線的にどうであろうかという御意見もいただきましたけれども、墓地等も現実問題があるということでございます。実際の法線にしろいろいろ建設課等で頑張つて検討いただいておりますけれども、しっかりとした法線が確定もできていないのが現実でありますので、しっかりとアプローチ道路ができるかできないかも含めて時間をいただいて検討させていただきたい、以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）そのとおりであると私も思っております。ただ具体的な本町六号線また岡口六号線をつなぐと、具体的なルートの話をしておるんですけれども、国道三一〇号からのアクセス道路としましては、他にあるのでしたら、また計画にも乗っかろうと思うのですけれどもやはり供用開始に向けての整備事業とするのであれば、やはり近道といえますか、できる道路を再整備するしかない、これはここにおられる皆さんはそう思っていらいっしやるのではないかなと思っております。このルート、しかし今副市長が言われたように、墓地の問題、そして道路勾配等の状況、三月の私の一般質問の答弁にもあったかと思えますけれども、道路構造令上のこと、いろんなことがあると思います。しかし拡幅されて三七〇メートル間の全体の予算につきましても、計画というのはそれはやりますと言えないところはあろうと思えます。しかし一部改良を掛けるだけで、とりあえず道あるやんと、説明できる道路であるかどうかというのは再調査していただきたい。どこがどう悪いやと、道ありますよ、もちろん乗用車も軽四も通っています。しかしその道は本当に道を知る近所といえますか、一部の人は通らない状況やと思います。そんな中で、市役所に行く道ない行ったらいいんやと、国道三一〇号を下りて来る方に、このルートの案内はできません。ここへ行ったらいいわと、何と言う道案内するんやと、こんなことにもなりかねないかと私は思っております。そういうことになれば、アンケート調査、いろんな中で、この話が特に出ている以上、順序を追ってというようにではなく、順序を追うのでしたら次の議会のときに順序を追ったような形の計画は出してほしいと思います。国道三一〇号からの道は取りあえずどうしていくのかと、未定ですという状態の答弁にしか聞こえないような感じがします。いろんな状況も鑑みてやはり全体的な計画の中でという話は当然のことですけれども、取りあえず取りあえずと言うのも、僕はい言葉かどうか分かりません。しかし真つすぐな道があるやんというように改造というか、改修工事は可能かなと個人的には考えております。しつこいようですけれども、そういうことを私議員一人が言っていることじゃなく、市民の大半の方が道路アクセスについて言っておられます。

東側のルート岡口三号線、そして後の須恵一号線の整備については、前向きにやっていくこととやら、行政がやっていくとっておりますと、我々も言えます。しかし国道三一〇号からのアクセス道路をどうするんやとなったときに、いやいやまだいろいろ問題あつて、こんなことで市民の皆さんに……、そして何でそんなところに市役所持つて行くのに、皆分かって移転を賛成しているのかと、そのうちの一人ですわ、十二人が皆全会一致である土地へということを決めましたやんか。ですから附帯決議が出ておると、それは勝手に議員が出して可決させただけのことやということではなく、これだけの思いがあつてあの中身があるということだけは十分受け止めていただいて、前向き

な態勢で国道三二〇号からのアプローチ道路の整備については考えていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

この際ですけれども、副市長、私指名させていただいたのもう一点聞きたいのですけれども、庁舎というのは合併特例債という有利な財源がもちろんあります。市道整備につきましては、いろんな財源不足であるとか、新市建設計画に乗っていないとか、いろんな整備計画を進めることができないということではないと思うんですけども、やはり市民の皆さんに市役所を建てるそんな財源どこにあるんですかと、それから老朽化してるから五十五年もたつて今後やっぱり災害のときだけではなく、一番中心の司令塔としての庁舎が倒壊する恐れがある。こういう大きく言えばこの理由も含めて市民の皆さんに建替えなければならぬ時期にきているという説明はできます。しかし他につきましては、優先順位もあり予算がないからできないというようなことは、絶対市民に御理解を得ることができないと思うんですけども、その辺どう考えですか。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

新庁舎につきましては、合併以来の念願でありまして、合併特例債を、有利な起債を使わせていただいて建設をさせていただく、これが大本方針であります。その付属と言ったら何ですけれども、その関係の道路等につきましては有利なそのときの国庫であったり、あるいは過疎債が適用できたら過疎債を適用させていただいたりということで、できる限り財政負担のないように財源を有効に活用させていただくというのが財政上の基本であろうと思っております。ただし、借金は借金でありますから、最低限将来を見据えた中で今やるべきことはやる、例えば防災の関係のところにおいてはきっちり対応させていただくとかいった中で、やるべきものはやった中で最小限のところをお願いさせていただいて、将来にできるだけ負担の掛からないように建設をさせていただくというのが考え方であろうと思っております。

庁舎を建てさせていただいた中でやはりまちづくりの中心、あるいは防災施設の中心となつてこようと思えますので、そこに日々多くの方々が来ていただけるような利便性の高い道を、今後アプローチ道路を造っていくという計画をきちっとさせていただきながらするというのも当たり前のことと言ったら当たり前なんですけれども、ただし議員が言われているように、東西南北あらゆる方向からアプローチできるような道路をしっかり考えよという御指摘もいただいております。だから優先順位を付けさせていただいて、今させていただこうというところがございますけれども、国道三二〇号の地形的なものとかいうところにつきましては、やはりしっかりと計画を持ってやらないと、どこに道を造ったんだと言われることのないようにさせていただけたらなと。今の現場拡幅あるいは改修といったところも十分に検討はさせていただ

きたいと考えておりますので、出来上がった時点じゃなくて、その後のことも考えながら計画を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） そこまで話をさせていただいておる以上、私の思い、そして市民のアンケートの結果、内容についての要望というのは理解していただいたかなと思っております。理解していただいたというよりも現実、結果というものを出さないとやってくれたとは市民は思ってくれません。あえて市長の答弁は求めません。僕もしんどい話です。市長、何か言うてくれるんですたら、（笑声）前向きな答弁いただけるんですたら、よろしくお願いします。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番宗部議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

今部長から、また副市長の方からお話があったとおりの話ですけれども、私から言えば、本当に道路というのは、市民から言えばたくさんあった方が当然いいというふうな解釈もできます。しかしながら今の庁舎建設に対して、方向性を示しました。議会からの決議も出ました。また、宗部議員の過去からの熱い思いというのか、今日の質問に対しても思いというのは十分私たちも受け止めております。しかしながら、いろんな全体的な形の中でどうしていくかと、五條市のまちづくり、またいろんな道路網の整備について、いろいろと今日までも協議をしてきました。当然旧岡中線、また市道岡口三号線、また須恵一号線、その駅前開発を踏まえて南北道、これも宗部議員からは当然必要だということも当時の答弁の中にもあったと思います。南北道の道も当然必要なことだろうということもありました。そんな形の中で五條市の財政状況、私たちが総合的な判断をする中において、やはり優先順位を付けてやっていくことが当然であろうかなと、そして今宗部議員が国道三一〇号からのアプローチという、それは当然あったらいいことだというのは、市民の皆さんも私たちもそういうように思っているのは事実であります。しかしながら宗部議員が前回のときに質問されて、そして建設課の方に予算はないですので、一度うちで一遍大体測量をしてみようということで指示をしました。その結果として大変、墓地もある、そして高低差が相当ある、それと居住地域であるので当然立ち退き保証が相当あると、こういう形の中で漠然とした形の中でも相当な金額が掛かるといふことの報告を受けました。となれば、やはり端的な形ではなくて、やはり計画を持って当然やらなくてはならないのですけれども、今言ったように優先順位を付けながら今後その方向性の中で地域づくりをまちづくりの中でこれから駅前の開発も踏まえてですけれども、やっていかななくてはならない。となれば、それなりの財政状況

を踏まえて私たちは総合的な判断をしながら進めていかななくてはならない。当然必要なものは必要でやっていかなければならないし、大塔でも災害があったときにおいては、当然災害に対しての復旧・復興ということで予算も組まなければならない、また緊急性のあるものは当然やっていかなければならないという形の中で、それぞれそのときの状況というのが変わってきているのも事実であると思います。

南北道の道路整備に関しても、この話も過去からの長い歴史の中で継続しています。いまだにその継続の形は続いていると思います。しかしながら、実際止まっているのも事実であります。それは新庁舎建設ということで優先的にも変更したということも当然あるかと思えますので、いろいろとその総合的な判断の中でやるべきことはやっていく、そして今言ったように、その辺が本当に可能であるか、そしてもし国道三一〇号からのアプローチが本当に確実にその三七〇メートルの距離がちゃんとできるという確定があれば、またそれなりの対応ができると思うのですけれども、なかなか：宗部議員もその辺のノウハウを持っていますので、高低差をどうしていくのか、そこには墓地も当然あるということで大変難航する状況であろうかなというふうに思っていますので、そこらを踏まえて今後はまず優先的な方向で進める中において次のステップとしてその時点においてどういうふうな方向性を持つていくのか、また駅前開発を始め南北道の道路整備を踏まえてどうするかというトータル的な考え方で今後とも進めていかなければならない、そういうふうには思っておりますので、回答にはなっていないかも知れませんが、現時点ではまずは優先順位を決めて進めていくしかないということ御理解をいただきたいと思います。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） しっかりと精査した上で取組をお願いするしかないのです、よろしくお願いいたします。

次の（二三）の建物の構造と設備についてであります、今後どのような基本計画をされるのか、現段階においての取組についてお伺いします。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

建物の構造でございますが、現在の基本計画案の中では施設ごとの構造安全性といたしております。

新庁舎については、最も高い安全性を確保した構造、車庫棟等などについては通常の安全性を確保するということを目的としております。今後発注いたします地質調査等の結果を踏まえまして、最終的に決定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）先般から市民二千人を対象に新庁舎の機能等についての住民要望を把握するためにアンケート調査を実施しておりますけれども、先の一般質問の答弁でも聞いております。回収率三九パーセント、七百七十五人と報告を受けております。内容につきましても、様々な回答があったと思います。先ほどの答弁にもありましたけれども、先日ですか、大きく三つの要望があったようです。一つに駐車場のスペースが十分に確保されていること。二つ目には高齢者・障害者・子供にとって利用しやすい建物であること。そして三つ目に一番要望が多かったのは一つの庁舎で用事を済ませることができるとありました。

現在の庁舎、この庁舎では教育委員会、そして上下水道関係そして公園関係等が主な別棟であると思われすけれども、来訪者の目的としましては比較的少ない部署であると思われす。今後の新庁舎建設計画におきましては、できるだけ市民のニーズに応えることができるよう、そして市民の方々に喜んでいただけるような安全で安心できるような構造と機能を含む設備・機能を望むものであります。

人口減少が進む中で、建設コストをいかに削減して、無駄のない良いものを、そして必要な機能の充実した施設づくり、これは大変難しい問題であると思えます。今後十分な協議の上、進めなければならないと思っておりますのでよろしく願いたいと思えます。

（四）の図書館の併設及び商工会の事務所の設置についてであります。アンケートの内容にもありましたが、図書館の併設につきましても要望が多いように思いました。現在の図書館は築三十九年経過しており、指定管理で運営されておりますが、新刊が少ない、そしてスペースも狭い等々の不便さをよく耳にしますけれども、他市の図書館と比較してはかなり貧弱であります。新庁舎建設計画に併設するお考えがあるのか伺います。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の図書館でございますが、おっしゃるとおり昭和五十三年の建築でございます。ずいぶん長い時間が経過しております。

耐震性はなく、老朽化も進んでおりまして、手狭な状況でもございます。このような中、五條市のまちづくり構想を踏まえまして、また財政状況というの鑑みまして図書館の建替え時期とか場所につきましては、公有地の有効活用というの視野に入れ考えてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） よろしくお願ひしたいと思います。

最近インターネットの普及によりまして、子供たちが本を読む、そして辞書で調べるといったようなことが少なくなってきたのが現状であると思われれます。

青少年の読解力も低下してきていると言われていの中で、図書館の併設におきましては、図書スペース、そして多目的ホール、休憩スペース等の確保も含めまして必要な機能であると思ひます。充実した設備内容を望むものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、商工会の事務所設置についてであります。商工会の方からも要望書が提出されております。建物の老朽化が進み耐震性などの問題もあることから、新庁舎内に事務所スペースの確保を願うという要望内容でございますけれども、市当局との協力関係の強化、そして業務効率性の向上が期待できるといった点からの要望でございますけれども、今後の新庁舎計画におきましてその辺の取組についてお伺ひいたします。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎建設に伴う商工会などの特定の団体の事務所設置ということでございますが、商工会に関しましては要望書が出ておりますし、議会から附帯決議をいただいておりますが、法令等に照らし合わせますと、設置ができないというふうにご考へていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今、法令等によりまして設置ができないとはっきりと言ひ切られたような気がするのでございますけれども、もう少し詳しく御説明願えますか。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

市の庁舎といいますが、行政財産でございます。行政全般を縛ります地方自治法という法がございますが、その地方自治法の中で具体的には二百三十八条の四でございますが、例外は少しございますが、「行政財産はこれを貸し付けることができない」というふうに明確に規定されておりますので、新庁舎を建設するに当たって、当初から特定の団体の事務所が入るといようなことで進めることはできないというふうに解釈しているところでございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）商工会との事前の要望書も挙がっております。承るということの中で、今後進めていく中で、要望書も出ているのにどうなたかなというようなことも出てくると思います。その辺のところは商工会の方と十分な協議も含め進めていただいて、別途で商工会の事務所を建てるでもなく、その辺は商工会としまして、もちろん現在も固定資産税等々の年間の維持費は掛かるものでありまして、その辺のところは今後の取組の中で商工会と調整もしていただいて協議も進めていただいて、メリットとしては先ほど申しましたように、商工会だけのメリットではなく、市当局との協力関係の強化も望めると、同じ五條市ではありますけれども、やはり同じ中でそういう関係のところがあれば、県の施設も別途で建つ計画ではございますが、やはり同じで、提携してリンクさせた、総合的なメリットが相互に生まれるのではないかと、あかんといい中で、また方法も見いだして進めていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

（五）の新庁舎の建設費用と合併特例債の残額についてであります。十一年前に市町村合併をしたときの特例債は約百七億円あったと聞いておりますが、現在に至るまでの用途は私の試算によりますと、火葬場建設事業約十八億円、ごみ焼却施設大規模改修事業費約四億円、消防庁舎建設事業約十四億円、し尿処理施設建設事業約五億円、そして他の三事業で約五億円を充当しておるのではないかと感じております。合計で四十六億円充当しているのではないかとこの計算になり、現在は約六十一億円残っていると記憶しております。

まず、新庁舎の建設費用をお伺いいたします。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

建設費用でございますが、平成十七年の合併の際に作成いたしました新市建設計画では事業費として約三十四億円というように見込んで

おります。しかし十年以上が経過し物価も上昇しておりますし、今後東京オリンピックというようなことも考えられまして、経済状況による変化というのが十分可能性として考えられますので、基本設計時におきましては建設費用について抑制に努めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）先ほどの合併特例債の残金が約六十一億円、間違っておつたらすみません、から新庁舎建設の費用は三十四億円ということでありまして、単純に引き算しますと二十七億円になると思うのですけれども、今後新庁舎の建設予算、これからの基本計画でございますので、程度前後するにしても、庁舎予算を引きそして本年度に出ておりましたやまと広域環境衛生事務組合の市負担分を差し引きしますと、計画では残高はおおよそ幾らになるのですか、ちよつとその辺を教えてください。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

議員の方から御説明いただきましたように、現時点の残額につきましては約六十億円というところでございます。今後の充当予定でございますけれども、それもお述べいただきましたごみ処理施設整備事業に十五億六千万円、それから新庁舎建設事業に起債ベースですけれども三十一億五千万円を見込んでおりまして、六十億三千六百万円という残額から今申し上げた数字を引きますと、約十三億四千万円が最終的な発行残高になるかと思っております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）もう一度、やまと広域の数字、幾らでしたんかな。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

ごみ処理施設整備事業に十五億六千万円でございます。それから新庁舎建設事業に三十一億三千五百万円を見込んでおりまして、差し引き発行残額が十三億四千万円ということでございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）数字のことは余りこだわらないことにしますけれども、市長公室長が三十四億円という数字ではなく三十一億円が充当というところで差し引き十三億円ということでありましたけれども、その残額につきましても合併特例債の期限である平成三十二年度中に充当しなければならぬ財源であると思われるのですけれども、今後の使途についての予定があればお聞かせください。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

御案内のとおり新市建設計画に掲載された事業につきまして、基本的には充当を予定しております。

今後、これは予算化しておりませんので申し上げられないのですけれども、新市建設計画ベースでいきますと、新市玄関口整備事業でありましたり、観光施設整備事業でありましたり、住宅福祉施設整備事業などが新市建設計画にはただいま申し上げた事業以外に載っております。以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）分かりました。

次にいきます。二番の市民会館の改修についてであります。現在の使用状況及び問題点についてお尋ねします。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年におきます市民会館の利用状況でございます。大ホールにおきましては一万二千八百六十三人の御利用がございました。催事件数といたしましては六十九件でございます。

また、会議室につきましては九千二百四人の御利用がございまして、使用件数といたしましては六百一件でございます。以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）そして今使用状況だけ聞かせていただいたのですけれども、問題点については後ほどにします。

今大ホールで一万二千八百六十二人と言いましたんかな……、（「一万二千八百六十三人」の声あり）ですか、使用件数で六十九件、ホー

ルでね、これを単純に割ったら、その行事やイベントによって違うと思うのですけれども、何人ぐらい平均あのホールに座られておるのですかね。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

平均いたしますと、単純計算でございますが、百七十一・九人ということになるかと思えます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）一万一千八百六十三人を六十九件で割ってくれたわけですから、百七十一・九人ですね。

はい、そしたら問題点についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

市民会館におきましては、過去平成十四年度並びに平成十六年度におきまして、エレベーターの設置、あるいはトイレ、空調施設等大規模改修を実施いたしております。

それ以降につきましては、屋上の防水工事などを都度部分的な補修により対応しているところでございます。

築後四十五年経過しておりますので、経年による機能上の問題に加えて、耐震補強やバリアフリー化など様々な課題が顕在化しているものと認識しております。

以上が問題点ということでございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ありがとうございます。

その都度、修繕をして維持をさせていただいておるとのことだと思っておりますけれども、先ほどの使用人数のところでもちよつと触れ忘れましてけれども、客席は何席あるのですかね。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

大ホールの座席につきましては、現在三百九十五席と車椅子席二台分が設置されております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）先ほどもちよっと触れさせていただきましたけれども、その都度エレベーターにしてもトイレにしても防水工事をなされて維持管理に努めているというところでございますけれども、文化ホールとしては何を開催するにいたしましても、舞台が小さい、収容人数が少ない、今築四十五年がたったと言っておりますけれども、いずれにしましても図書館の整備同様不便な施設でありますけれども、財源の心配をしますと、あれもこれもといった公共施設設備には手を掛けられないというのは現状かと思っております。私もそれは承知しております。しかしながら先ほどの合併特例債の残額を利用してでも一部改修は考えられておられるのか。といいますのは、先ほどの説明で平均と言いますと、いろんな行事が五十人、百人の来客者、そして三百人以上の来客者等々あると思いましたが、平均百七十九人というのは、あくまでも平均の話でございます。しかし問題点というところで、答弁はなかったのですけれども、とにかく椅子が小さいと、三百九十五席ぐらいある中で、二割くらい、勝手な話ですけれども二割くらい減らしても問題ないのかなというところでございますけれども、ほとんどの催し事の中で三百九十人、四百人、満席になることがほとんどなのであれば、椅子を少し減らしてもスペースを広くして椅子を入れ替えるような取組は必要ではないのかなと思っております。利用者の中には椅子が小さく、前席とのスペースが狭く、真ん中に座ると途中でトイレにも行けない。動けないといった問題がありまして、真ん中の方に座りたくないというようなこともよく聞きます。

当面、全面改修の予定がないのであれば、一定の費用を掛けてでも解消すべき問題であると思うのですけれども、その辺のところどう思われますか。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど御説明申し上げました客席部分でございますけれども、建設当時の市の防火火災予防条例に準拠した形を取っております、最大の収容人員が確保できるように計画されたものというふうに理解しております。前後のピッチが八五センチ、座席幅が四五センチございまして、近年建設、他団体などでされております類似施設と比較した場合におきましては、やや狭小なものというふうに考えております。

老朽化も重なりまして、御利用の皆様には御不便をお掛けしている部分もあろうかというふうに思っているところでございます。

こうした状況もございまして、更新の必要性については認識をしておるところでございますが、先ほど申し上げましたように、築後四十五年も経過しておるところでございますので、まずは耐震診断による施設全般の調査が必要ではないかというふうに考えております。

その診断の結果を受けまして、周辺施設の土地利用も含めまして、庁内横断的な検討の下に、今後の方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 先ほど私がちよつと触れました勝手な判断でございましたけれども、ホールが文化ホールとしては客席数が少ない、少ないと思いつながらまだ広いスペースにするのに椅子を減らしたらどうかって、こんなことを自分で言っておるのですけれども、つじつまの合わないことを言っているのかわかりませんが、

建替えるというのがもちろん先のことで無理と、今現在でそんな協議するような段階でないと、そしたらやっぱりさつきも言いましたように、切実な思いというか、問題点というのは椅子が狭いし、前席とのスペースが狭い、それによって真ん中に座りに行かない、空いているということは今申しましたように、大きな例えは、あれは文化ホールですけれども、シダーアリーナの体育館に今仮設、設営は掛かりますけれども、椅子を並べて、そのために舞台もありますし、もう少し椅子の改良はすべきではないのかなと、さつきも財源、合併特例債の残額というのがありますし、この二年の間に十三億円の予算を執行できるかどうかって、無理に使うこともないんですけども、そういった不便なところに、不便と言ったらおかしいですけども……、椅子の改修工事されるような方向性というか、予定も今ないでしょうけれども、その辺の、僕の質問ですね、椅子を減らしてでも、点検、築四十五年がたちまして、当時のままの椅子であればなおさら安全点検を含め改修すべきであると思えますけれども、その辺のことについてお考えをいただきたい。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

座席更新ということにしましては、当然必要かなと思っております。例で挙げますと、昔の新幹線と今の新幹線の座席幅をイメージしていたのかと思うのですけれども、日々サービス向上に努めていける民間企業と異なりまして、いささかちよつと遅くなっている部分もある

うかと思いません。

ただ先ほど申し上げましたように、まずは耐震性のところから始めさせていただいて、それを受けた上で、じゃあ座席更新はどうするのかというところを考えてまいりたいと考えております。それまでの間は、当然座れない椅子があれば補修はしていくことになるかと思えますけれども、座席の配分を入場者数に合わせて工夫をしていただいて座っていただくところを中心に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ありがとうございます。

（二）の大規模改修の計画と予算についてであります。現庁舎は築五十五年、図書館は築三十九年、市民会館は築四十五年ということ。今四十年から五十年という歴史の中で、公共施設全体が一つの耐用年数が経過したと言えます。時代の背景により、バブル経済もはじけた現在は節約の時代であることは言うまでもありませんが、市民の方々にとりましても、そして五條市といたしましても、必要なものは残し、また新たに建設し財産を残すことも歴史と文化を継承する上で最も大切なことではないのかなと、今深く考えさせられています。

最後の質問でございますけれども、大規模改修の計画は今お聞きしました。

予算について伺います。今後の計画がある中で五條市に見合う市民会館の大規模改修をするに当たりましては、どれだけの予算が掛かるのか、事業費について分かれば教えてください。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）ただいまの宗部議員の御質問にお答えしたいと思います。

四十五年前の建設費というのはとても参考にならないかと思っております。ただ今後新庁舎を建てる上での三十数億円というお金もまだ設計終わっております。したがいまして、今現在、市民会館の大規模改修、建替えとなると金額が算定できないという状況でございます。御容赦をいただきたいと思えます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ありがとうございます。

今後市民にとりまして、また五條市として必要な各施設は全体が老朽化しております。再整備そして点検及び改修につきましても、何におきましても予算が掛かることではございますが、市民の皆様方の快適な生活を送る上で、安心・安全であることが一番のテーマでもあります。今後の見直しを切にお願い申し上げます。四番宗部康寛の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正）以上で、四番宗部康寛議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後二時十分まで休憩いたします。

午後一時五十八分休憩に入る

午後二時九分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の方から発言の許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず一番、学校適正化基本計画（素案）の説明会において出された保護者・関係者の意見を重視した計画案の再検討について、そのうちの（一）性急な基本計画案について質問をいたします。

御存じのように、この間、進み具合につきましては何回か回を重ねて我々議員も報告を受けてきたわけでございますので、皆さん御存じだと思いますけれども、もう一度ここで重点だけを申し上げますと、平成二十五年の四月に五條市小中学校の今後の在り方に関する懇話会の要綱が公布されました。そして平成二十六年の四月には、五條市学校適正化検討委員会条例が公布されております。その平成二十六年の七月に

保護者対象のアンケートをされてきました。そして平成二十七年の五月には教職員対象のアンケート調査をされてきたわけです。

こういう経過の中で、平成二十八年の二月十八日に答申が提出されました。そしてその答申に基づきまして、教育委員会は学校適正化基本計画（素案）の概要をまとめられて、この間十一月の中で地域説明会を開催していただいたことなんですけどね、その地域説明会の開催の中で出された保護者・関係者の意見は、もう皆さんからいただいたこの中にまとまっておりますので、よく御存じだと思いますけれども、特徴的な意見や心配をもう一度明らかにしておきたいと思うんですね。

その一つは、やはり重要なことだから急がないで進められるようにという御意見、もう一つは適正化も大事やけれども少子化を食い止める対策、人口減少を食い止める対策を早く実施しなければならないのではないかと御意見、そしてもう一つ、子供のことも大事やけれども地域との関係も重要なことだから両方考えて計画案を作ってほしいということ、もう一つは吉野川の南に学校がほとんど残らないということになりますけれども、その辺を解決するようにということ、また小中一貫教育というものがどういう成果を挙げられるのかちよつと疑問だという意見、あるいは都会の大きな学校から引越してきたけれども、少人数学級も大変良いと感じたと、複式学級も良いのではないかと御意見、もう様々ですね。このように、いろんな意見が出されております。ただある小学校では、来年の入学生が一名と再来年が四名という保護者の皆様方の意見は、やはり地域のことでも大事やけれども、保護者としては大変心配しているから保護者だけの相談をしてもらいたいということとか、計画が遅れても他の小学校と統合してほしいという、こういう御意見も一杯寄せられているわけです。

したがって、この御意見を重視するならば、やはり性急な進め方は、私はいいことがないのではないかと、皆さん方が説明会で配られました素案の概要を見ますと、基本的スケジュールの中に、説明会の集約及び本案の検討というのが今年の十二月、来年の一月は五條市学校適正化基本計画本案の作成と、こうなっていますけれども、やはりこの本案の作成には、すぐ移行するのではなしに、やはりこの間のこの御意見から言いますと、各校区の保護者の皆さん・関係者はもちろん教員も含めてですね、よくもつと話し合いをされるべきではないかと、いろんな御意見をもつと出していただいて理解と納得をいただくまで、やはり話し合いをされるべきではないかと、その中で遅れてもやはりいいわけですからね、次の段階であります基本計画本案の作成というものをやはり急がないようにすると、もつともつとそれまでに保護者・教員・関係者・地域の皆さん方の意見をよく聞いて話し合いを何回もするということが大切ではないかというふうに考えるわけですけども、いかがですか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

子供たちにより良い教育を早期に実現するために、最短で適正化を実施するためのスケジュールとして平成二十九年三月に決定する日程を提示させていただいております。しかしながら説明会を開催する中、住民の皆様からスケジュールが急すぎる、もっと意見を聞くべきであるなど、いろいろな御意見をいただいておりますので、今後は小さな単位での説明会を開催し、住民の皆様の御理解を得たいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは、（二）子供と地域の両方を重視した学校の配置について質問をいたします。

説明会の中で大変いろんな御意見をいただいているわけですが、全体としてはこの素案に賛成だという御意見は本当に少なく、もう心配、疑問そして今、答弁いただいたように急ぎすぎだという声が非常に大きいわけですね、それがなぜ、そういう質問、皆様方の御意見が出てこられたかということをやはり素案を作った皆さん方は考えていただかないかと思うのですよね。

私が説明会で聞かせていただいております、私として思うことを申し上げますと、なるほどこの間、平成二十六年保護者のアンケート、平成二十七年教員のアンケートを採られてきているわけですが、そのアンケートの結果はもう皆さん方も答弁されておりますように、小・中学校の規模につきましては、小学校は一学年当たり二クラス以上、中学校は一学年当たり二ないし三クラスというアンケート結果になっております。これと反対の御意見の方もおりますよ。多数そういう御意見だったと思うのです。また小・中学校の配置につきましては、小中一貫教育を前提とするということに反対の方もおられましたけれども、賛成の方が多数やったというように思うんですね。ただ、この平成二十六年、二十七年のアンケートの時期というのは、この間皆さん方が説明会で案として出された学校の配置がなかったわけですね。配置と切り離してアンケートを採られているのですよね。学校の配置は、皆さん方が立てられた素案によりますと、一案、二案とも現在五條には小学校が八校あります。それを半分の四校にするという案なんです。中学校は現在五條に五校ありますけれども、それを二校にするという案になっているわけですね。なぜここまで小学校・中学校とも減らさなければならなかったということは、皆さん方御存じのように、小学校は二クラス以上、中学校は一学年当たり二ないし三クラスということを満たさそうという計画を立てようと思えば、皆さん方が立てられたこの素案になるわけですね。もちろんいわゆる小中一貫教育も関係しておると思いますけれどもね。この小学校一学年二クラス以上、中学校一学年二、三クラスということを満たさそうということになれば、こういう計画になるわけですね。だからこの小学校八を四、中学校五を二というこ

の計画案は平成二十六年の保護者のアンケートのときに、これもセットで皆さんのアンケートを聞かせてもらっていたら、これは今まで聞いておったような、皆さん大半の人が賛成だという結果にはなっていないと思うんですね。今回、小学校一学年二クラス以上、中学校一学年二、三クラスを満たすためのこの素案を作ったこの間地域説明会をされておりますけれども、ここで出された保護者・関係者の意見というものがやはり本当の気持ちだというふうに受け止め解釈しなければならぬのではないかとこのように思います。

だからやっぱりこれからの各校区の中の保護者・関係者との話し合いの中で、まだまだいろんな地域説明会では出せなかった方もおられますので出てくるというふうに思いますけれども、とことん皆さん方との話し合いの中で疑問にはお答えしなければいけませんけれども、何ば話し合っても一学年の学級の人数が今は三十人となっておりますけれども、このクラスの数も小学校二クラス以上、そして中学校が二ないし三クラス、そして一学年三十人ということにならなくても、やはり少人数の学校でもこのままでいってほしいという校区の皆さん・保護者・関係者の皆さん方の大半の意見であれば、やはりそれを尊重すべきではないかと思えます。

そして、小中一貫教育についてもかなり疑問点の意見が出されていますね。いいと出された方は確か二名くらいだったと思うんですけどもね、しかし小中一貫が本当にいいのか、効果が上がるのか疑問やという声はもっと多いですね。だからその辺は皆さん方もよく説明されたらと思いますけれども、ただ全国的な課題になっておりますから、大変国会でも議論されてきているわけですから、国会での小中一貫教育の議論の中で、これは国会で小中一貫教育の法案が可決される前の国会の参議院文教科学委員会での質疑の内容なんですけれども、参考人として陳述された共栄大学の藤田英典副学長、現在東京大学名誉教授ですけれどもね、その人が参考人としてどう言われているかと言ったら、小中一貫校の法制化の根拠に中一ギャップが絶えず挙げられるけれども、私は妥当性に欠けると思っていると、教育再生実行会議が小中一貫校法制化を提言した第五次提言の参考資料の中には、中一ギャップ論は成立しておらないと、小中一貫校の法制化はいじめや不登校などへの対応策として適切でも有効でもないと思うと、今の自治体の更なる悪化を招くこともあると、だから国会に出席して陳述したこういう大学の教授でも小中一貫教育の中一ギャップということについては断言できないと言われているわけですね。

もう一人、法政大学の佐貫 浩教授ですけれども、この方も参考人として国会の委員会で行われておりますけれども、国会で小中一貫の法律が通る前に、既に早くから小中一貫教育をやられている学校がありますよね、その学校のことを取り上げていますけれども、いわゆる学校の教育のカリキュラムも前倒しで行われていると、例えばね、現在の学習指導要領では一年から六年で合計一千六字の漢字を学ぶことになっているが、品川区では、名前出して悪いですけどもね、小学校五年までにこの一千六字の全部の漢字を学ぶことになっていると、小中

一貫教育のカリキュラムの中で、いわゆるこれだけスピードの速い教育をしようということになっているわけですね。だからこの方も小中一貫が日本全国各地でやられても効果があるというふうには判断していかないという国会の委員会での参考人の答弁ですわね。

だから説明会での皆さん方の意見を聴いておつても、小中一貫教育はいいという意見も少ないし、中一ギャップがあるという意見もこれは一人も言われていませんね、大切な子供さんをね、学校に行かせておつたら小学校から中学校へ変わられた保護者も大勢おられたと思うんですけれどもね、私の経験ではやっぱり小学校から中学校に上がるときに中一ギャップがあったという声は、私の見た限りでは一人もおりませんわね。だから教育委員会の皆さん方は学校の生徒のことを心配されてこの計画を立て、その理由として中一ギャップをなくすために小中一貫という計画（素案）を立てられたと思いますけれどもね、これもやっぱり国会の中でもこれだけ意見が分かれているわけですからね、これも慎重にもっとよく検討しなければいけないのではないかとというふうに考えます。

だから小学校の一年生のクラス数、中学校一年生のクラス数と併せて本当にこの小中一貫教育が五條市にとっていいかということをもっとよく検討されるべきだというふうに申し上げたいと思います。

ここで現在五條市の小・中学校の中で、不登校をされている子供さんの人数を明らかにしていただけますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

不登校の生徒ということですが、平成二十六年年度から申し上げます。平成二十六年年度で六年生が五名、中学一年生が八名、中学二年生が七名、中学三年生が五名でございます。

平成二十七年年度につきましては、六年生が一名、中学一年生が四名、中学二年生が八名、中学三年生が三名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今子供さんが少なくして一定の人数の教室、クラスを作らないかという状況の中で、生徒が少ないということは担任の先生もかなり目配りしていただいていると思うんですね。しかしそれでも今答弁あったように、この五條市にも不登校の生徒が大変、これは残念ですけれども、これだけおられるわけですから、だから説明会で保護者の意見にもありましたように、学級規模を大きい規模にすることに賛成という方々はそんなにおられないのですよね、中にはおられますけれども。だから、現在でもこれだけの不登校がおられますので、

一学年一学級を増やし、一学級の三十人学級は今よりも減らしていくという案ですからこれはいいと思うのですけれども、やはり大変今の不登校の人数から言うても検討が必要ではないかなというふうに考えますけれども、いかがでございますか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

小中一貫教育を導入するメリットについてなんですが、いじめであるとか不登校、児童・生徒暴力行為の加害児童・生徒数が中学一年生になつたときに大幅に増えるなど、児童・生徒が小学校から中学校への進学において新しい環境での学習や生活に不応を起すという、いわゆる議員おっしゃいました中一ギャップが指摘されております。これら中一ギャップを始めとする生活面における課題の解消であるとか小学校高学年における子供の発達に即した指導の充実、教育内容や学習活動の量的・質的充実を図ることが可能となるというようなことがございますので、小中一貫教育を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今答弁いただきましたけれども、先ほどの地域説明会での保護者・関係者の意見としても、いいという御意見の方は少ないのですね。疑問やと、そういう意見の方が多いわけです。

また、今国会での質疑の中で大学の教授が参考人として答弁されている内容も明らかにさせていただきましたけれども、文部科学省の言っている中一ギャップとか小中一貫教育の効果についてはどの陳述にも疑問という意見の方が多いわけです。中にはいいと思わないという方もおられますわね。だから今答弁ありましたけれども、もう少し一番大事な保護者・関係者の意見を引き続きよく聞くとともに、他の実際に実施している学校ももう一遍今まで研修に行った学校とは別の学校も行かれることが大事やと思いますし、国会でのそういう専門の立場の学者・専門家の意見もつとよく研究されて、五條での学校適正化、全ての関係者・保護者の皆さん方に理解と納得を得られるような適正化を進められるということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

それでは人口減少防止対策の緊急性ですね。これについてですけれども、皆さん方からいただいた素案の資料をみますと、子供の人数の見通しというところで、七ページですけれども、学校別児童・生徒数の今後の動向ということで、平成二十八年、平成三十七年、平成四十七年ということでもまとめられています。今年生まれた方は、小学校入学は六年間か七年間後になりますわな、だから今年から計算すれば向こ

う六年、七年の小学校の人数は正確に分かるわけですね。引越しされたら別ですけどね。しかし九年、十年、二十年となったら、これは分からないわけですね。まして平成三十七年の人数は大体はじき出されても、平成四十七年の人数というのはね、これは正確な計算ができる人は国にも県にも市にもおらんの違いますか。ところが皆さん、平成四十七年の生徒の人数まで文書化しているわけですね。文書化。これは説明会の答弁では専門機関に委託してこの数をはじき出してもらったというように言っていますけれども、しかし全国の中では、自治体の努力の中で急激に子供さんが減っていく、人口が減っていくと、これを食い止めて、ちよつとずつやけど増やしているところもあるわけですからね、五條市も今回の議員さんからも人口減少防止対策、言われておりますからね、来年度の予算編成の中でこの間の地域説明会や議員の皆さんの意見やら、その他の皆さん方の意見もよく掌握してもらって、これが今五條市にとって必要やという人口減少防止対策、少子化対策を来年度新年度予算に挙げたら、いい効果も上がってくるかもしれないと思うのです。大体責任を持って言える平成三十七年くらいで止めておくべきだったと思いますね。ところが、平成四十七年までの子供の人数をはじき出しているのに、そしたら少子化対策やら人口減少防止対策について教育委員会としての責任ある業務違いますから、皆さん方にしてもらわなあかんとは言ってませんけれども、市長部局の方に挙げるべきだと思うのですね。これだけ子供さんがなくなつた今学校もどないか検討せないかん状況になっているわけですからね、ところが皆さん方の案の中に少子化対策、人口減少防止対策について教育委員会としてはこういうことが実行されるべきやとか、こういうことを市長部局に挙げているとかいうのはここにはどこにもないと思いますね。あつたら言ってください。ただ減っていく。それを受け止めての素案なんです。しかしやはり教育委員会としても重要で関連するわけですから、素案の中には教育委員会としては少子化対策についてこういうことをもつとやってほしいということや市長部局に挙げていますというところはいは入れておくべきだったというふうに思いますけれども、そのようなことないわけですね。だからやっぱりこの素案は、そういったことも含めてもう少しよく検討されなければならない素案だというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

このたびの素案は、本市の学校適正化を推進する様々な社会的背景を踏まえて教育課程、小・中学校の規模や配置の適正化を進めることによって本市のまちづくりに貢献していくために策定したものです。

人口、子供を減らさない対策は今回の概要版の中には記載しておりませんが、これまでも必要に応じ、市長部局の各部局とまちづくりについて連携した協議を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 素案には入っていないけれども、市長部局と力を合わせて効果のある少子化防止対策、人口減少防止対策に教育委員会としても直接の業務ではなくても、頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、（四）来年子供が減少する学校の保護者の意見への対応ですね。先ほども、地域説明会で出された皆さん方の意見の特徴を申し上げましたけれども、その中にはもう学校名は控えますけれども、学校の統合が反対で統合できない場合でも私たちの学校は統合してほしいと、また校区の変更はできないのかと、そういう御意見がありました。

もう一つは、平成二十九年度は入学者一名、平成三十年度は四名の入学になると、過疎化の動向、話も分かるが、自分の立場では言いにくいけれども、今後入学する子供の保護者を含めた者を対象にした話し合いをしてほしい、そんな場を作ってほしいという、来年一名、再来年四名という小学校の保護者の皆さんの意見ですね。だから先ほどから私は全体としてはこのスケジュールは急がないで、慎重に進めるべきだというふうに申し上げておりますけれども、しかし今明らかにした来年一名、再来年四名という、こういう小学校の保護者の皆さん方の意見は、やはり特別によく聞いていただいて、そして来年の四月ですからね、それまでによく話し合いで保護者の納得のいく結論を出していただく責任があるのではないかなと思います。

その辺、この計画等は計画よりも先にといい表現がいいのですかね、先にこういう方、保護者の皆さん方への対応も重要ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

教育委員会では通学区を設定し、児童・生徒の住所によって就学する小・中学校を指定しています。よって原則としては就学指定校に就学していただくこととなります。しかし来年度の入学予定者が複数名いない学校では学校と連携を密に取りながら保護者からの相談には就学に当たっての不安感をなくせるよう気持ちに寄り添って最善の方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） その方針で頑張っていたきたい。現に学校の校区はありますけれども、越境入学も昔からどうしても認められないかんところは認めていますわね。昔から西吉野の一部の方は五條市の学校に来ていただいていますし、それもあるわけですからね、一つ答弁されたように、よく話し合いをされて対応していただきたい。

ただ私として心配な点を申し上げておかなければいけないのは、来年入学者一名というこの保護者の方がどういう要望をされるか分かりませんけれども、もし結果としてこの一名の子供さんが校区外の小学校に行くとなった場合、それは教育委員会、学校の先生方も御存じのように多分全く知らない子供さんの中に一名入学するということになりすから、これはやっぱり心配な状況も発生するということを考えておかなあきませんから、その辺も他の学校の状況の中でそういう問題が起こっていると思いますから、その辺も事前によく話をしていただいて、それでも他の校区外の小学校に行かせてほしいということであるならば仕方がありませんけれども、やはり子供さん一名が他の校区の学校に入るということはプラス面とマイナス面、両方を事前によく話し合いをしていただきたいというふうに申し上げておきたいと思えます。

それでは大きな二番、子育て支援を基本とした人口減少防止対策について、移ります。

まず（一）子育て支援に全力を上げ、人口増になっている自治体について私の方からつかんでいる範囲内で明らかにさせていただきたいというふうに思います。

人口増になっている自治体も子育て支援施策を執行しておつても、まだ人口増にはいつていないけれども人口減を食い止めているという自治体も含んでいますから、その辺誤解のないように先に申し上げますけれども、一つは新潟県の聖籠町ですね、ここは人口一万四千人ほどですけれどもね、子育て支援に力を入れている内容は、まず一つは健やか子育て誕生祝い金、第一子から第三子まで一人につき五万円、第四子以降は一人につき十万円が支給されております。他にはチャイルドシート購入費助成金、乳幼児一人にシート一台の購入費の二分の一を助成して、限度額は一万円までと、もう一つは町内には四つの保育園、これは三歳未満児の保育園が保育園と小学校校区に三つの幼稚園があるとということですね。この両方の保育園・幼稚園共、保育料は保育時間で決めていますということですね。通常保育の場合、朝八時半から十五時までは無料、八時半から十七時三十分までは月一千元、午前七時半から十九時までは二千五百円、こども園は通常自由保育で自分の好きな遊びをするなど、のんびりすくすく成長していますと、これが新潟県の聖籠町ですね。

島根県の邑南町、ここは人口一万一千人ほどですけれども、内容は所得制限を設けない中学校卒業までの医療費の無料化、ほぼ五條市でも現在していただいています、その次は第二子以降の保育料の無料化、そしてほかには特定不妊治療費助成、こういうこともやられています。

また、将来町内に在住して就職してくれる方には返済不要の医療福祉従事者奨学金制度、保育所での完全給食の実施と全小・中学校へ町単独で学習支援員及び生活支援員、学校図書館司書を配置しているという状況ですね。…：時間がありませんので、もう終りにしますけれども。

兵庫県の明石市、ここは人口の規模は大きいですが五條にはありませんわな。それと児童扶養手当を毎月支給に切り替えたと、現在年間四回待機児童解消へ保育所増設と、…：ここはちよつと五條にはありませんわな。それと児童扶養手当を毎月支給に切り替えたと、現在年間四回ですかね、これを毎月支給に切り替えただんですけれども、国の方から大変異議の意見がありましたけれども、もう児童扶養手当は毎月支給に切り替えたと、だから保護者の皆さん方も毎月々のお金の使う予定を立てやすくなったことですね。こういうようにまだまだありますけれども、この辺のところにしていきます。やっぱりこのようにして大変努力して人口を増やしているという自治体もありますので、これはもう答弁は結構ですけれども、重要な議会ですので、明らかにしておきたいというふうに思います。

後、議長、私は四時まで…：三時四十分まで。はい。そしたらね、ちよつと時間がありませんので、(二)五條市子育て支援と人口減少防止対策の現状について、市長公室長や部長の皆さん方から答弁していただく予定でしたけれども、このままいったら時間がありませんので、それはカットさせていただきます。また後でお聞きに行かせてもらいたい。いろいろありますからね。

(三)五條市の実状と必要性に基づく子育て支援と人口減少防止対策の充実について、質問いたしたいと思います。

(二)をカットしましたから、五條市の現状はちよつと分かりませんが、私の知っている範囲内で申し上げますと、子供の中学校卒業までの入院・通院の無料化、窓口払いは一括ですけれども、それと昨日でしたか、今日でしたか、他の議員さんに対する子育て支援の答弁の中で言われてました内容とか、そして教育委員会にも就学支援制度もありますし、農林政策課の方でも先ほどからの質問に対する答弁にありましたように、五條市に定住して頑張ってくれたら何ぼかの支援があると、その他いろいろあるわけですが、それでも五條市は人口が減って子供たちが減っていつているという状況になっているわけですから、だから、この今の五條市の現状の中で、一番効果的な少子化減少防止、人口減少防止対策として何が一番効果があるのか、急がれるのかということをつかむ必要があると思いますね。だからそのためには、やはり庁舎建設でアンケートを採ってくれておりますけれども、こういった市民に対する、保護者・関係者に対するアンケートを一遍採られることが大事ではないかな。アンケートだけではなしに、これからまた学校の適正化で地域の皆さん方とお話するときには、子供の減少防

止、人口減少防止のためには、皆さん方は何が一番求められますかという、そういう人に集まっていたく場所、席で忘れずに行政の方から聴くという、御意見を聴くという、これを実行していくいただく必要があるのではないかなと、また来年は成人式もありますし、そういった場所も利用して、一遍成人式で今申し上げたアンケート用紙も配られたらどうですか。そういういろんな機会を考えれば余りお金が要らない方法で、市民の皆さん方の意見、要望を聞かせていただくやり方は一杯ありますから、その辺が大事だと思いますけれども、これはどなたの答弁になるか知りませんが、お願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

議員から御提案のありました若いお母様方ですとか若い世代の方々の御意見を聴く場、機会を設けて、いろんな場合を捉えて若い方々からの意見を聴いてはどうかという御提案ですが、あんしん福祉部も保育所ですとか、子育て教室などで若いお母様方と接する機会が多くありますので、そういう場を活用しながら若い方々の御意見を吸い上げると申しますか、お聴きするような機会を捉えて聴いていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 幾らでも機会もありますし、お金の掛からないやり方がありますので、一つ頑張っていたきたいと。

ここで、なぜこれだけ日本の人口が減って、子供さんたちが減っているのかということと厚生労働省自身が調査していますね、去年。その皆さん方の回答を明らかにしておきます。その皆さん方の回答は、出産や子育ての意識調査を実施した結果、男性の七割近く、女性の八割近くが子育てに不安や負担を感じていると回答があったと、その要因にはいわゆる雇用が安定していない、正規の労働者よりも今非正規の方がだんだん、だんだん増えていっているわけですね。だからいつ仕事がなくなるかからんというこの不安。そしてもちろん正規よりも非正規の方が収入は少ないですわな、この収入に対する不安等々が要因となって、男性七割、女性八割は子育てに不安や負担を感じている。だからこのことは、このことが原因で雇用不安や収入の不安で結婚したくてもできないということから起こって、結婚しても希望どおりの子供さんが作れないということにつながっているわけですからね、だから政府自身がやったアンケートでこういう答えが出ているわけですから、最近地方創生ということではいろいろやられておりますけれども、まだまだ効果が上がっておらないということですから、やはり各地方自治体から

本腰を入れて挙げていくと、政府の厚生労働省の調査を明らかにしましたけれども、人口減少がなぜ起こるのかということ、東京大学大学院経済学部研究科の教授であります岡田知弘教授が、その原因について公表していますけれども、少子化は避けがたい自然現象ではありませんと、政治の政策的に生み出された社会問題ですと、第一に若い人たちの多くが不安定雇用に追い込まれ、ワーキングプアと言われる貧困状態に陥っている方が多いと、もう一つは大企業経団連からの要望に依って、グローバル競争に打ち勝つためということで派遣労働者の適用業種を拡大して、様々な形態の非正規雇用が増えているというふうに言われています。これだけではありません。重要な仕事場になる大企業、大きな産業はまだまだ都市に集中していますからね、だからその辺のこともあるし、まだまだそれ以外にもいろいろ要因はありますけれども、政府厚生労働省の行ったアンケート調査、専門家の意見を明らかにして、五條市も本腰を入れて人口減少防止対策、少子化防止対策に頑張っていたきたいと、アンケートも採って市民の意見をよく聴いていただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、大きな三番、シダーアリーナを始めとする上野公園の利用促進対策について質問を行います。

御存じのようにシダーアリーナがしゅん工されて、この間敬老会が一堂に集まってきましたし、また秋の市民体育大会もシダーアリーナの中でやられました。また谷村さんのココロの学校も約一千二百人ですか、入っていただけてやることができました、いわゆるシダーアリーナの造った価値、利用価値というものは私もだんだん、だんだん実感しておりますけれども、しかししたら財政問題はどうかというと、これから一年、二年、三年とやはりその期間で決算状況を見なければなりませんので、財政問題については何とも言えませんけれども、どちらにしても造った以上は五條市民の皆さん、五條市外の皆さんに多く使っていただかないかんわけです、そのためには、何としても来ていただく側の五條市として準備せないかんのは、駐車場だと思っすね。この間、谷村さんのときの駐車台数を聞かせてもらいますと、参加者は大体一千二百人の中で、駐車台数は今までどおりの市道沿いの駐車場に大体二百台少し、吉野川沿いの広い駐車場に約六百台、合計八百台少し駐車されたということですね。ところがこれは谷村さんの取組だけでそれだけ一千二百人を来ていたかどうかと思えば、それだけの車の台数を駐車しなければならないわけですね。今後これから考えたら、ああいうシダーアリーナでの一千人規模の集会和外の野球場とかサッカー場とかテニス場等々、同時に、同じ日に使った場合、もつと駐車台数が増えるわけですね。そのことを考えたら、最低今の駐車台数は確保しなければならないし、これからの状況を見てもつと増やさないかんということになってくると思っすね、ところが谷村さんのときの吉野川沿いの駐車場をこれからもつと使えるのかということ、担当課へ聞かせていただきますと、いやまだ吉野川の堤防を造って上野公園に吉野川の増水が流入するのを食い止められないかんから、是非とも堤防を造らなあかんのやけれども、どこへ堤防を造るのか今

はつきりしてくれということで国土交通省に要望しているんだということですね。ところが皆さん、あの場所を見ていただいたら分かりますように、この質問をさせていただく上において、この間に二、三日前、私もいい天気の日にもう一遍吉野川沿いの駐車場を見せてもらいました。そしてらね、谷村さんのときは暗かったから分かりませんでしたけれども、明るいときに見たら、あの吉野川沿いの駐車場は幅六〇メートルくらいですか、長さが三五〇から四〇〇メートルくらいあるんですね。一瞬私はこんな広かったのかなとびっくりしましたけれどね。この間の経過はいろいろありますけれども、よくあれだけの土を盛り上げて幅六〇メートル、長さ三五〇から四〇〇メートルの駐車場を確保できたんやなというように私もびっぴりしたんですけれども。

ところが吉野川の堤防の場所が決まっていなくていいということではすけれども、その場所を決める上においてやっぱり五條市として先に国土交通省にちゃんと言うべきことがあると思うのですね、それはですね、一つはあそこに堤防を造ることは、上野公園に吉野川増水の流入を食い止めなければなりませんから必要なことです。ところがその場所によつたら対岸の阪合部地区への影響もあるわけですね。現在今ある駐車場に立ってみますと、あの地点から阪合部の方を見ますと、余り吉野川の幅は広くないのです。狭いんです。下流に行くときと広くなりますけれどもね。だからはつきり言いますけれども、今後国土交通省に堤防を造っていただくときは、今五條市のある駐車場から吉野川側に堤防を造れば、かなりの幅で、吉野川の川幅を狭めることになりますから、これはやっぱりいいことないと思いません。

そうしたら、先ほど申し上げた広い駐車場の内側に堤防を造れるかと言ったら、これも私の見た限りはできませんわ。五條市の造った駐車場の内側、上野公園側ね、上野周辺に造られたかなり幅の広い河川があるわけですね。河川が後に来ていますから、あの河川を埋め立てるとか蓋をして、そこに堤防を造るといふのは、私はできないと思いますね。だから私の調査した範囲内では、五條市が造ったあの五條市の用地内に今できている幅六〇メートル、長さ三五〇から四〇〇メートルのあれは、あの幅で堤防を兼用したものに、堤防として堤防を造っていたのが妥当ではないかと、そしてら谷村さんのときの六百台の駐車場をあそこ以外に確保できるかと言うたら、とても莫大な金を投入したからあるかもしれませんけれども、そうでなかったら、あの広い駐車場を今の駐車場以外に確保するのはちょっと難しいと思いますね。だから私の提案としては、今ある五條市のあの広い吉野川沿いの駐車場を堤防にすると決まったら、その堤防の上をもう駐車場として使えるように交渉すべきだと。

今の五條市の吉野川沿いの駐車場は、高さは大体サッカー場とかテニスコートの高さよりもちょっと高いくらいですから、それでも上野公園に吉野川の増水が流入せんようにしようと思つたら、まだ私はかさ上げせんなんと思えますから、かなり高くなりますけれどね、その堤防に入

る車の道路をかさ上げしたらできないことはありませんからね、その辺を、これは私の調査の見解ですけれども、皆様方もよく検討されて国土交通省が結論を出すまでに五條市として言うべきこと、先ほどから申し上げましたあまり吉野川沿いに堤防を造ったら対岸の阪合部に影響があるということ、もしここが堤防となれば駐車場は確保してほしいという、この辺のことを事前に言うて、今申し上げました阪合部にも悪い影響を与えない、五條市の駐車場も確保できる、この一挙兩得を狙った目標で頑張るべきではないかなというふうに思います。当然今あるあの幅六〇メートル、長さ三五〇から四〇〇メートルの駐車場は、五條市の用地内に造っていますから、だからやっぱり国土交通省がそこに堤防を造るとなれば、一応用地代は買収してもらわないかんと思いますよ。この原則は、ちゃんと言うべきことは言うて、その上で交渉段階でどうなっていくか分かりませんが、今ある堤防兼駐車場は五條市の用地内に造っていますからね、国土交通省がそこに堤防を造るという結論を出したら、用地代はくださいよということをお忘れはいかんと思うんですけれども、これが私の意見と提案ですけれども、皆さんの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正）河田都市整備部長。

○都市整備部長（河田博幸）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員お述べのように、国土交通省の方で堤防の計画がされておりますが、この堤防については、二見地区の堤防が完成する平成三十年以降に、上野地区に工事着手ということをお国の方から聞いております。

今議員お述べのように、吉野川沿いの仮の駐車場が狭くなることも考えられますけれども、国の方からの工事内容がまだ詳細に表されておられませんので、今後詳細が分かり次第、国との協議を重ねていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）質問が具体的でしたので、答弁も具体的な答弁ができなかったと思いますけれども、先ほど何遍も申し上げましたように、上野公園の吉野川の増水を食い止めるためには、堤防はやっぱり造らないかん。しかし対岸の阪合部に悪い影響を与えない、また五條市の現在六百台が置けるその用地も確保できる一挙兩得の条件を国土交通省に最初に明示して、しっかりとした効果的な交渉を進められるよう強く申し上げておきたいというふうに思います。

最後、大きな四、地震に強い安全・便利な皆様に喜ばれる新庁舎の建設について。

(二) 耐震設計と耐震施工について、移ります。

皆さん方も御存じのように、今日日本列島も世界、地球もいろんな災害、不幸がありますけれども、地震の発生も大変な状況になっていますね。一杯発生しております。過去の地震と現在の地震の一番大きな地震を申し上げますと、この日本の国内では二〇一一年三月に起こりました東日本大震災、これはマグニチュードが九・〇で、震度で言いますと、震度七強やったと思うのですね。これは日本の過去にはなかったことらしいですね。地震研究者もこれだけ大きな地震が起こるとは予想していなかったという見解を出したわけですからね。地球上で一番大きいのは、チリで起こった一九六〇年の地震で、マグニチュードが九・五ですから、東日本は九・〇ですからね、まだ大分大きいですけども、しかし世界の中でも東日本大震災はやっぱりかなり大きいわけですね。そして今年また熊本県でマグニチュードはちよつと少なくとも震度七の地震が二日連続して起こっているわけですね。そして大変な被害の状況が起こっておるわけですね。だから私もこの東日本大震災が起こるまでは、庁舎の建設につきましては、耐震補強でいけるのではないかと、古いけれども鉄筋コンクリートで中に鉄筋が入っていますから、耐震補強工事でいけるのではないかなというふうに議会で表明してきました。しかし東日本大震災の状況を見てからは、政府もそうだけれども全国の自治体も今までの考え方ではいかんということになりまして、私も庁舎は地震に強い庁舎に建替えなければいけないと、東日本大震災の状況は皆さん記憶にあると思いますけれども、あの東日本大震災で役所が残ったところと役所が壊れてしまったところでは、あの災害のすぐスタートしなければいけない救援も遅れていますね。そして日にちがたつてからの住民への対応も役所が壊れていますから住民基本台帳もありませんからね、大変遅れています。だからやっぱり大きな地震の多い現在では、やらなければならぬことが一杯ありますけれども、やっぱり市民と職員の命に関わることは、五條市は幸せにも合併特例債、役所建設に使える財源がありますから、過疎債があっても、これが今使えませんわな。だからこの使える財源のあるときに無駄のない効率的な役所の建設、これはやっておかなければ市民の皆さん方に対する責任ではないかなと、今政府も公共施設の耐震化、建替えにかなり目配りしておりますけれども、そういうことからこれは重要だというふうに私は判断しております。今まで申し上げましたことは不正確な面もありましたので、今回さらに取り上げさせていただきます。これからの庁舎の建設も日本で起こった過去一番大きい東日本大震災では震度七強、熊本地震では震度七、連続二回というこのことを考えれば、これからの庁舎の建設も日本で起こった過去一番大きい東日本大震災よりも強い地震があっても壊れないというこの目標の庁舎を建設しなければならぬのではないかと、いうふうに考えまして、この間庁舎の骨組みそのものの耐震設計と地盤強化を申し上げてきましたけれども、それと同時に免震装置も申し上げてきましたけれども、ちよつと専門的な資料を見ますと、耐震設計の中でも耐震工事と免震工事は分けられています。だから

やっぱり庁舎本体は震度七以上の地震でも耐えられる設計にまずして、その設計に基づいて施工すると、同時にできれば免震装置も付けていくという、この十分な対応が必要だと思いますけれども、しかしお金がありますからね、かなりその点も頭に入れて設計しなければならぬわけでありませうけれども、免震装置だけで、庁舎本体の設計は耐震化が不十分でもいいということではあきません。また逆に庁舎本体の設計を耐震設計にして耐震施工をしても、果たして震度七以上の地震にいけるかどうかということも検討すべきだと、どうしてもあかんとやうのだったら、免震装置も付けるという、この観点が大事ではないかと、そして構造そのものが地震に強い構造とともに、やはり庁舎内の部屋の中では市民の皆さん方が役場に來られるし、職員は一年中ほとんど役場の部屋の中で仕事をしていただくわけですから、頭の上に落ちるといふことのないように、これからは重視しなければならないのではないかと。頭の上に落ちるのは、天井、高い所の電灯、その他いろいろあると思いますけれども、少々大きな地震でも頭の上に落ちてこないようなそういう設計もちょっと忘れんようにしていただくということが大事ではないかというふうに考えます。

しかしですね、皆さん方が建てられました計画の中には、ちょっと専門用語で分かりにくいところがあるのですけれども、この皆さん方からいただいた五條市新庁舎（国・県・市集約型）建設基本計画（概要版）という中の十五ページ、新庁舎の施設構造については、「施設の構造は、施設毎の重要度に応じた構造・安全性とし、以下のとおりとします。新庁舎本館の耐震・安全性は、構造体『I類』、建築非構造部材『A類』、建築設備『甲類』とします。」ということ、大変専門家でないとは分らないような表現になっているのですけれども、先ほど私が申し上げました東日本大震災の震度七以上の地震でも耐えられる設計・施工にすることが大事だと思えますけれども、皆様方の専門用語で書いてある内容はどういう耐震設計・耐震構造になるのか、私の見解に対する答弁とともにこれの説明をしてくれませんか。

○議長（吉田 正）大谷議員に申し上げます。大谷龍雄議員の一般質問の時間は後十二分でございます。福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。まず、耐震設計と耐震施工についてということでございますが、地質調査などの結果を踏まえまして、例えば免震工法、また制震工法、耐震工法など、比較検討をしながら基本設計に取り入れて、議員おっしゃるように近年地震が多発しており、その地震にも耐え得る強い構造を検討してまいりたいというふうに今考えているところでございます。

そしてもう一つのお尋ねの、例えばI類、A類、甲類ということでございますが、いわゆる新庁舎につきましましては非常に大きな災害が起ったときにも、例えば災害対策本部を設置するにふさわしいといえますか、災害対策本部を十分設置できるくらいの基準をクリアしたような

そういうふうな構造にするということで、ここに例示をしているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今の答弁でいいのですけれども、具体的な数字が入っていないのです。私は東日本大震災の震度七強以上が起ころてもいわゆる耐えられる庁舎の耐震設計・耐震構造が求められるのではないかなと、頭の上から落ちてこないようにするべきではないかと、こういう質問やったんやけれども、答弁はちよつと数字が入っていませんでしたけれども、もう結構ですけれども、いわゆる過去の日本の地震以上の地震がきても壊れないというその設計・施工を目指していただきたいというふうに思います。

次にいきます。

体の不自由な方を始めとした全市民に便利な設計・施工についてということですから、るるいろんな観点から議員の皆さんも質問しております。皆さんも答弁しておりますので、重なりますけれども、特に障害者の皆さん、お年寄りの皆さん方に対しては目配りを忘れないようにしていく必要があるのではないかと。皆さんからいただいた市民アンケートの二十七ページ、バリアフリー化のところでは、皆さん方のアンケートに対する答弁はこうなっていますね。屋根のある駐車場が良い、雨でも高齢者や障害者が危なくないように、スロープやバリアフリーが良い、そしてお年寄りや自転車で来たり障害者の方は電動車椅子ですか、そういった乗り物で来ますから、やっぱり雨の場合は濡れないような簡単であっても丈夫な屋根つきの駐車場、障害者・老人専用の駐車場、そして庁舎内は危なくないようなスロープ、バリアフリーが求められるというふうに皆さん方が実施されたアンケートの中でそう答えられていますから、一つ忘れないようにやっていたいただきたいというふうに思います。

一括して質問しますので、後で答弁をお願いします。

次、（三）五條市の木材産業を始めいろんな産業や業者が潤う発注についてということですから、御存じのように、市役所庁舎は全市民の皆さん方が使っていただけの庁舎ですから、この不況の中でも頑張つてはります。いろんな産業の方、業者の方、その皆さん方がこれらの……、五條市の庁舎を建てたのに、五條市のいろんな産業の皆さん、業者の皆さん方に仕事が回ったのか回らないのか分からないということではいけませんので、五條市にもいろんな産業がありますけれども、役所庁舎に関する産業では木材産業他いろいろありますし、建設業者いろいろありますけれども、一つ長年この大変な状況の中で頑張っている五條市内の産業、その他の業者の皆さん方に十分と言えなくても最

大限：、仕事が回るように、目配りをされることが必要ではないかなというように思います。後で答弁いただけますか。

そして合併特例債の範囲内での建設ということになりますけれども、先ほどの皆さん方の質問でもいろいろ言われておりますので、もうはっきりしているわけですが、皆さん方からいただいたこの計画書の二十一ページに総事業費の想定ということで、大体市役所庁舎・国・国の出先も含めて合計で四十六億九千二百万円と、こうなっていますわな。皆さんからこの間いただいたやつです。この中で、五條市の負担は三十二億円となっていますね。この五條市の負担の三十二億円を全部合併特例債で活用するのか、三十二億円の一部は他の財源を活用して大半が合併特例債を活用するのか、この辺をもう少し正確に答弁してくれますか。

先ほどの質問の、身体の不自由な皆さん方、五條市内の産業・業者への潤いも含めて。

○議長（吉田 正） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、バリアフリーなどのお年寄りとかに使いやすいという庁舎ということですが、庁舎を設計するにつきましたは、奈良県の住みよい福祉のまちづくり条例などの基準に基づいて障害をお持ちの方、そうでない方全ての人が使いやすいデザインを取り入れ、当然バリアフリーにも配慮した設計をしていきたいというように考えております。

次に、五條市内の木材産業とか市内の業者さんが潤うようなということですが、業者の選定方法については、地元の業者育成及び技術力の向上などを鑑みただ中で、慎重に対応してまいりたいというふうを考えております。

それと木材等の利用につきましても、基本設計の段階でいろいろ検討してまいりたいというふうを考えているところでございます。私の方からは以上の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

財源の件でございますけれども、手元の資料を御覧いただいて、ざっくり申し上げて申し訳ございません。四十七億円というのが国・県全体の事業費ということでございまして、今のところ想定しておりますのが、面積案分にしますと、市がそのうち七割、県が三割という負担割合を考えております。その七割につきましては、合併特例債の対象事業費といたしまして、その七割の事業費、ざっくり計算しますと、四十七億円を大体三十三億円と十四億円に分かれますと思います。県が十四億円で、市が三十三億円ということ、その三十三億円に対して合併

特例償充当率九五パーセントでございますので、約三十一億円余りということになります。残りは一般財源ということになるかと思えます。以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）大谷龍雄議員は後三分でございます。十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）市役所は健康な方もお年寄り・障害者の方もみんな来てもらわなありませんからね、その答弁でいいのですけれども、特に健常者はもちろんのこと、お年寄り・障害者の皆さん方の乗り物も別ですから、そういうことを頭に置いて離れずにちゃんと対応していたくように強く申し上げておきたいと思えます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。どうも御苦労さんでございました。

○議長（吉田 正）以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後四時まで休憩いたします。

午後三時三十七分休憩に入る

午後三時五十八分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確に願います。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

会議を続けます。

○議長（吉田 正）次に、日程第二、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第五十八号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書一ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、平成二十八年八月八日付けの人事院勧告を受けて改定されました国家公務員給与に準じた改定を行うものでございます。

それでは、改正する内容について説明申し上げます。

議案書二ページをお願いいたします。

改正の内容でございます。第一条では、議員に支給する平成二十八年十二月期の期末手当の支給率を「二〇〇分の一六五」から「二〇〇分の一七五」に改めるものでございます。

第二条においては、平成二十九年四月以降に支給する六月期の期末手当の支給率を現行の「二〇〇分の一五〇」から「二〇〇分の一五五」へ、十二月期の期末手当支給率につきましては、前段で改正いたしました「二〇〇分の一七五」から「二〇〇分の一七〇」にそれぞれ改めるというものでございます。

なお、附則でございますが、第一条として、第一項では、この改正する条例を公布日から施行することとし、第二条の規定においては、平成二十九年四月一日の施行を定めております。

第二項では第一条の規定を平成二十八年十一月三十日に適用しようとするものでございます。

附則第二条では、改正前に支給した平成二十八年十二月期の期末手当は改正後の期末手当の内払いであることを規定いたしております。以上で議第五十八号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第三、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第五十九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第五十九号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書三ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、先ほどと同じく平成二十八年八月八日付けの人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じた改正を行うというものでございます。

それでは、改正する内容について説明申し上げます。

お手元の議案書四ページをお願いいたします。

本案は、一般職の職員の給与に関する条例についての一部改正でございます。

内容でございますが、第一条では、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当について、十二月期に支給する勤勉手当の支給割合を「一〇〇分の八〇」から「一〇〇分の九〇」に、同じく第二号に規定されております再任用職員に係る同支給割合を「一〇〇分の三七・五」から「一〇〇分の四二・五」に改めるものでございます。

加えて、給料表を四ページから七ページに記載のとおり改めるものでございます。

第二条でございますが、七ページをお願いいたします。

本則第七条第二項及び同条第三項並びに同条の二各項の規定の改正においては、平成二十九年度からの扶養手当の改定について、配偶者に

係る扶養手当の月額を六千五百円に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を一万円に引き上げること。また、これに伴い、扶養手当に係る届出等について所要の改正を行うというものでございます。

また、平成二十九年四月以降に支給いたします勤勉手当の支給割合について、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当の十二月期の支給割合については前段で改正した「一〇〇分の九〇」から「二〇〇分の八五」に、同じく第二号に規定されております再任用職員に係る支給割合を、十二月期の支給割合については前段で改正いたしました「一〇〇分の四二・五」から「一〇〇分の四〇」に改めるものでございます。

続いて、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

九ページを御覧願います。

第三条においては特定任期付職員の給料表を改正法により改め、また、平成二十八年十二月期に支給する期末手当の支給割合を「一〇〇分の一五七・五」から「一〇〇分の一六七・五」に改めるというものでございます。

第四条におきましては、平成二十九年四月以降に支給する期末手当の支給割合については、十二月期の支給割合については、「一〇〇分の一六七・五」から「一〇〇分の一六二・五」にそれぞれ改めることとしております。

次に、附則でございます。十ページから十二ページを御覧願います。

第一条として、第一項で、この改正する条例を公布日から施行することとし、第二条及び第四条並びに附則第三条の規定においては、平成二十九年四月一日の施行を定めております。

第二項では第一条及び第三条の規定を平成二十八年四月一日から適用しようとするものでございます。

附則第二条では、改正前に支給した職員の平成二十八年四月からの給料及び平成二十八年十二月期の勤勉手当又は特定任期付職員の期末手当などの給与は改正後の給与の内払いであることを定めております。

附則第三条では、扶養手当の改定について、経過措置を定めることとし、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、配偶者に係る扶養手当の月額を一万円、子に係る扶養手当の月額を八千円、また、職員に配偶者が不在場合の扶養親族一人に係る手当額を子は一万円、同じく父母等は九千円とすることを定めております。

附則の第四条では改正する条例の施行に關しての必要事項を規則に委任するということ定めております。

以上で議第五十九号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この中の条例で給料が上がるという条例でございますけれども、五條市全体としてどれくらいの金額になるのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

あくまで試算でございます。年齢、階層によりまして違ってきますので、あくまで試算でございますが、総額で約二千百万円を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第四、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十号 職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第六十号、職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書十三ページを御覧願います。

この条例の改正理由でございますが、改正雇用保険法が平成二十九年一月一日に施行されることに伴いまして、失業者の退職手当について定めた規定を改正するなど、所要の改正を行うものでございます。

従来から、雇用保険の適用の対象外とされてきました「六十五歳以降に新たに雇用される者」が雇用保険の適用の対象者となることに伴いまして、現行の「高年齢継続被保険者」は、新たに「高年齢被保険者」と定義されたことから、本条例において引用する規定を改めるものと、法改正により、広範囲の地域にわたる求職活動をする場合に支給される現行の「広域求職活動費」に加えまして、就職の面接に際して子供の「一時預かり」を利用する場合の費用などについても支給の対象とし、これらについては、新たに「求職活動支援費」と定義されたことから、本条例において引用する規定を改めるというものでございます。

それでは、改正する内容について説明を申し上げます。

議案書十四ページをお願いいたします。

第一条は、職員の退職手当に関する条例の一部改正でございます。

内容でございますが、本則第十条第五項及び第六項において「高年齢継続被保険者」が「高年齢被保険者」と改められたことに伴い、規定中の文言整理を行うというものでございます。

同条第十一項及び第十五項においては、「広域求職活動費」が「求職活動支援費」に改正されたことに伴い、規定中の文言整理を行うというものでございます。

続いて、十四ページから十五ページでございます。

第二条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

内容でございますが、第一条と同様に「高年齢継続被保険者」が「高年齢被保険者」というふうに、それと「広域求職活動費」が「求職活動支援費」にそれぞれ改正されたことに伴いまして、規定中の文言整理を行うというものでございます。

また、本則第二条第三項中及び第五条の二におきまして規定をしております「地域手当」については、平成十八年度から主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して支給されていましたが、国の示す基準では本市は支給対象地域外であるというところから、現在支給を行っていないため、これを削除するというものでございます。

続いて、附則でございます。

十五ページから十八ページにわたっております。第一条でこの条例は平成二十九年一月一日から施行することとしております。第二条から十八ページの第八条までは経過措置として、施行日前に行った雇用保険法に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例共に、改正前の制度を適用するというふうにしております。

以上で議第六十号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第五、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十一号 五條市税条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十一号、五條市税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書十九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受けて、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の一部が改正され、平成二十九年一月一日から施行されることに伴い、五條市税条例の所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、外国において設立された団体から支払いを受ける事業所得に係る利子等及び配当等につきまして、分離課税により前年中の利子及び配当に係る所得金額に一〇〇分の三の税率を乗じた金額を市民税の所得割として課すというものでございます。

具体的な条文の改正につきましては、附則第二十条の次に附則第二十条の二といたしまして、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例を規定した一条を加えるものでございます。

また、規定の追加に伴い、条のずれが生じますので、所要の整理を行うものであります。

最後に、附則につきましては、第一項で本条例の施行期日を、第二項で経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第六、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十二号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。坂口すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 坂口慎一登壇〕

○すこやか市民部長（坂口慎一）ただいま上程いただきました議第六十二号、五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受けて、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の一部が改正され、平成二十九年一月一日から施行されることに伴い、五條市国民健康保険税条例の所要の改正を行うものであります。

条例改正の内容につきましては、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額について、外国において設立された団体から支払いを受ける事業所得等に係る利子等及び配当等の額を含めるといふものでございます。

それでは、改正条例の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十七ページから二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

附則第十二項の次に第十三項及び第十四項として、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定した二項を加えるものであります。

また、規定の追加に伴い、項ずれが生じますので、所要の整理を行うものであります。

最後に、附則につきましては、第一項で本条例の施行期日を、第二項で適用区分を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第七、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十三号 五條市応急診療所条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。坂口すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 坂口慎一登壇〕

○すこやか市民部長（坂口慎一）ただいま上程いただきました議第六十三号、五條市応急診療所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十ページと三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、平成二十七年十月二十六日の南和広域医療企業団議会の病院建設運営委員会において、五條病院が平成二十九

年四月にリニューアルオープンすることに伴い、五條病院の直接診療に使用しない部分について、五條市応急診療所として有効利用を図ることが報告され、十月二十七日の企業団議会において承認されたことにより、五條市応急診療所を五條病院内に移転するため、五條市応急診療所の位置が変更されることに伴い、本条例を改正するものであります。

最後に、附則につきましては、条例の施行期日を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第八、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十四号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松本水道局長。

〔水道局長 松本武士登壇〕

○水道局長（松本武士）ただいま上程いただきました議第六十四号、五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十二ページから三十四ページを御覧願います。

今回の改正につきましては、簡易水道事業を五條市水道事業に統合するため、五條市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

給水人口を「四万四千百人」から「三万一千五百人」に改め、一日最大給水量を「二七、一〇〇立方メートル」から「二六、〇〇〇立方メ

「トル」に、改めるものとございます。

附則につきましては、第一項におきまして、施行期日を規定したものとございます。

附則第二項におきましては、「五條市簡易水道設置条例」と「五條市簡易水道給水条例」を廃止するものとございます。

附則第三項では、「特別会計条例」の一部であります、「五條市簡易水道特別会計」の設置に関する条項を削除するものであります。

附則第四項では、「五條市上水道事業給水条例」の一部を改正するもので、同条例第二条中に「大深町」以下四十六の簡易水道給水区域を加え、改めるものとございます。

また、同条例の第十六条の、工事費の予納に関する条項の削除を行います。

次に、同条例の附則として、第一項に「施行期日」を付し、附則第二項に「五條市簡易水道給水条例」廃止に伴う経過措置を加えることといたしました。

附則第五項では、五條市上水道事業給水条例の一部改正に伴い、料金改定に関する経過措置を規定したものとございます。

以上で議第六十四号、五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）ちよっとお聞きするのですけれども、簡易水道と上水道を一緒にすることですな、これ、そういうことですか。その中で簡易水道と上水道を統合するに当たって、三十二ページには「使用料及び維持管理料については当分の間、なお従前の例による」ということは、名前は統合するけれども、水道料金は変わらないということですか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

水道料金については上水道の金額に合わせることにいたします。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）今の五條市の上水道の料金に簡易水道の料金を合わすと、そしたら簡易水道の方が高いんですか。今のところは。吉野川上水と比べたら。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

金額に対しまして、上水道の方が百五十一円高くなっております。

以上、答弁といたします。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）今のところ上水道の方が高い、そしたら簡易水道の人が値上がりするというわけですか、今簡易水道で集めておる市民の方は。はい分かりました。

そしたら統合するに当たって、四万四千人を、三万一千五百人に改めるということ、また一日二七、〇〇〇立方メートルを一六、〇〇〇立方メートルに改めるということは、これはずっと昭和四十一年から改定なかったということですか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

平成七年に第五次拡張計画によりまして、給水人口等、給水量については変更しております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）平成七年に変更しておるって、どう変更しておるの。人口が上がるとか、立米を上げたとか、どない変更してますか、平成七年に。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

区域の変更でございます、車谷町と湯谷市塚の区域を拡張いたしました、当然拡張したから人口が増えているかと言うのではなくて、拡張しても人口が減っておりますが、そのときについては、……四万四千人……、減った数は今手元に資料がございませんが、人数的には減つ

ております。

…：四万五千人から四万四千人と給水量二六、一〇〇立方メートルから二七、一〇〇立方メートルになっております。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）平成七年にはこの改定というのがある、人口も数量も幾らか減らしておると。そして今平成二十八年、平成七年から二十年たつて人口は三万一千五百人、これしたら簡易水道と上水道を統合するに当たっては、これを減らさな統合できないわけですか。私分かれへんさかい聞いとるんやけども、私的にはその枠は置いといてもいいのと違うのかなと、三万一千五百人といったら今の五條市の人口ですわな。きつちりと。これ皆さんの意見では人口の減少を止めやないかん。人口増やさなあかんって一生懸命になって議員さんら皆、言うてくれてるわけやん。それやたらもうちよつと、きちつとこまでいかんだかって三万五千人にしとくとか、水量ももうちよつと多い目にして枠を取つたらいいというか、どう言うたらいいのか、私分らんけれども、それでは通らないわけですか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

今回、簡易水道事業、上水道事業に統合するわけなんですけども、要はこれによりまして、給水区域の拡張変更をしなければなりません。そのため、事業変更申請を行いまして厚生労働大臣の許可を受ける必要があります。それで今度、平成二十九年の三月時点での給水人口と給水量が必要となってきます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）統合するためには、人口も給水量もきちつとせえという指導が入っているということですか。だからこういう数字をきちつと出さなしゃないと、なるほど分かりました。

これしたら一日一六、〇〇〇立方メートルで、もしも人口が増えたりしたら、それはもうまた増やしてもらえるわけですか。この一六、〇〇〇立方メートルの中には、これは市民の皆さんに供給する量ですか、榮山寺から上げる量を言うたのですか。上水道で作っている水の量をいうとんのか、漏水もあるさかいに作った分は市民の皆さんのメーターからは減ってますわな、漏水しとるさかい。この量というのは上

げる量なんですか、作る量なんですか、市民に送っている量を言うところなんですか。

○議長（吉田 正）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

要は取水量というのは、川から取っている量でございます。給水というのは、市民の方に給水している水道の量でございます。以上、答弁いたします。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第九、議第六十五号、議第六十六号、議第六十七号及び議第六十八号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十五号 市道路線の認定について。

議第六十六号 市道路線の認定について。

議第六十七号 市道路線の変更について。

議第六十八号 市道路線の変更について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河田都市整備部長。

〔都市整備部長 河田博幸登壇〕

○都市整備部長（河田博幸）ただいま上程いただきました議第六十五号と議第六十六号、市道路線の認定について、議第六十七号と議第六十八号の市道路線の変更の四議案ついて、一括で提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第六十五号につきましては、市道宇井支線一号線を新たに市道として認定するものでございます。

本件につきましては、議第六十八号 市道路線の変更との関連がございますので、先に議第六十八号から御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の三十八ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと思います。

この市道川西線におきましては、平成二十三年の紀伊半島大水害により大塔運動場と共に被災し、その復旧に当たり、道路部を現状に復旧することが困難な状況でありました。

その中で、大塔運動場復旧の施設整備に合わせ道路部の復旧も計画し、現在、施工が進んでいる状況であります。今回の施設整備後、道路の線形が大きく変わることで、市道川西線の路線の変更が必要となりました。

よって、現在の台帳上の終了点部である「五條市大塔町宇井一〇六番二地先」から新たな終了点部として「五條市大塔町宇井一二〇番六地先」に変更するものです。

道路延長といたしましては、「四、二四五・九メートル」を「三、九六五・九メートル」とし、二八〇・〇メートルの減となります。次に、道路幅員につきましては、「〇・九メートルから九・九メートル」で変更なしとなります。

以上で議第六十八号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第六十五号、市道路線の認定について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十五ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、先ほどの市道川西線の変更に伴い、旧市道川西線において、紀伊半島大水害で被災しなかった部分を新たに、市道宇井支線一号線として認定するものでございます。

起点といたしまして、五條市大塔町宇井一〇六番二地先から終点の五條市大塔町宇井一〇九番二地先までの道路延長一四六・〇メートルとなり、幅員といたしましては、五・七メートルから九・〇メートルとなります。

以上、議第六十五号、市道路線の認定について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第六十六号、市道路線の認定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十六ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、南奈良総合医療センターへのアクセスとして事業を進めている道路について、市道（仮称）東阿田西阿田線として市道の認定をするものであります。

現在、本事業については、起点・終点も決まり、道路の線形も固まりつつある状況の中で、事業を進めて行く上で、道路法上の路線として、今後の事業用地取得及び工事等を進めていくため、認定をするところであります。

道路延長といたしましては、「七八〇・〇メートル」、幅員といたしましては、「九・五メートル」となります。なお、市道名として、(仮称)となつていますのは、今後、地元自治会と協議しながら名称を決定したいと考えていますので、(仮称)とさせていただきます。決定後、今後の議会において路線名の変更として提案し、御審議願う予定としております。

以上、議第六十六号 市道路線の認定について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第六十七号、市道路線の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十七ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

本路線は、昭和六十一年から現在まで、熊野川護岸構造物の上部が道路の形態をなし、その部分を生活道として活用してまいりました。土地所有者の方に対しては、無償で土地お借りし、使用させていただいてきたところです。

そして、地図の赤色部分となりますが、今回の市道路線を変更する箇所でございます。その横が熊野川となり、河川管理者の奈良県とも協議を重ね、今後の本路線に関して、管理区分を整える方向で進めていくこととなりました。

よつて、今回、市道辻堂線を変更(延進)することにより、道路法上の道路として本市で維持管理し、将来的にも安心して地域住民の方に通行していただくことを目的に、今回、市道路線の変更として提案するものでございます。

変更後は、現在の起点「五條市大塔町辻堂一二五」が「五條市大塔町辻堂六八」となります。

延長にしましては、現在「三〇七・九メートル」を、変更後は「五六七・九メートル」となり二六〇・〇メートルの延進となります。

幅員にしましては、「三・〇メートルから八・六メートル」で変更はございません。

以上、議第六十五号、議第六十六号の市道路線の認定及び議第六十七号、議第六十八号の市道路線の変更についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田 正) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本四議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十、議第六十九号及び議第七十号を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第六十九号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について。
議第七十号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第六十九号及び議第七十号の二つの公の施設に係る指定管理者の指定につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十九ページと四十ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は五條市立民俗資料館及び五條市新町まちや館の管理運営を、引き続き指定管理者制度を導入して継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

初めに、議第六十九号につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十九ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は「五條市立民俗資料館」、位置は「五條市新町三丁目三番一号」でございます。

次に、二、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は「『維新の魁・天誅組』保存伝承・顕彰推進協議会」、代表者は「会長 柴田知啓」でございます。住所は「五條市新町三丁目三番一号」でございます。

本施設につきましては地域団体、市民団体等による管理が効率的であると考え、指定管理者を非公募といたしました。

この団体は、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三、指定の期間につきましては、「平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」でございます。

なお、「維新の魁・天誅組」保存伝承・顕彰推進協議会につきましては、現在、特定非営利活動法人「維新の魁・天誅組」への設立認証申請が奈良県に提出されており、今年度中に特定非営利活動法人として認可される予定でございます。

当団体は、現指定管理者でもありますが、法人化後の現在の構成員は、そのまま法人役員となり、その他実体も変わらないので、当団体が後に法人化された場合も、本指定管理業務、現指定管理業務及び指定管理料が、法人化後の特定非営利活動法人に引き継がれることについて、御承知いただき、御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議第七十号につきまして御説明申し上げます。

議案書四十ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は「五條市新町まちや館」、位置は「五條市本町二丁目六番六号」でございます。

次に、二、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は「特定非営利活動法人大和社中」、代表者は「理事長 山本陽一」でございます。住所は「五條市五條三丁目一番二三号」でございます。

本施設につきましては、地域団体、市民団体等による管理が効率的であると考え、指定管理者を非公募といたしました。

この団体は、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三、指定の期間につきましては、「平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」でございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本二議案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十一、議第七十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十一号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。辻田産業環境部長。

〔産業環境部長 辻田祥友登壇〕

○産業環境部長（辻田祥友）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十一号、五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。それでは、お手元の議案書四十一ページを御覧願います。

本議案につきましては、去る十月十三日に開催いたしました、五條市指定管理者候補選定委員会において、指定管理者候補者を選定し、地方自治法の規定に従いまして、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

一の管理を行わせる、公の施設の名称及び位置につきまして、名称は「五條市滞在体験型観光施設」、位置は「五條市本町二丁目七番三号」でございます。

二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は「株式会社あすも」、代表者は「代表取締役 北山和生」でございます。住所は「五條市本町二丁目五番一七号」でございます。

三の指定の期間につきましては、「平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日」の三年間でございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）まず、この指定管理をお願いする団体さんの選定された経緯についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成二十八年六月の新指定管理者制度に関する基本方針の中で、募集に関する考え方の中で公募方式の原則化の項目があり、その中で、指

定管理者の候補者の選定は原則として公募して行うということで実施いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）公募されたということですね。応募団体の数を教えていただけますか。応募された団体。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

一者でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）一者の応募がありましたと、その後プロポーザル方式によって点数、制限点数があるのでしようね。何点以上、何点以下は駄目とか、何点以上は合格ですよとか、その点数について、今回は何点獲得されましたか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

八四・八点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）この団体さんはね、今回で三度目ですよ。それによって過去の獲得点数についてお尋ねします。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

前二回のうち、各資料を持ち合わせておりませんが、前回は七二・四点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）質疑は三回までが原則です。今は許可与えませんが、なるべくまとめてお願いします。三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）要点だけ確認します。この業者さん過去二回、今回三回目と前回から比べたら獲得点数を上げていただいています。一つ疑問に思ったのが、一者しか応募されていないと、他の団体はなぜ応募されていないのかなと、この団体さんがいるんな面でこの施設を維持するに当たって貢献していただいて、なかなか他の団体がこれを真似できないのかなと。ただそういうふうになってきたらね、公募している意味がなくなると違うのかなと、かといって優先的にここに指定管理を委ねるわけにもいかない、やっぱりそれなりの手続きを踏んでやっていかなあかんと思うんですよ。

この公募内容に関して、今後まださらにこの施設の運営に関してクオリティを高めていただくために、今後工夫していただく必要もあるのかな、ただどうしてもやっぱり、我々納得できないのは、一般公募型プロポーザル方式という選定基準になって、他のいろんな業者選定に当たっては、一般公募型競争入札であるとかいうことも多々あると思うのです。その中には一者でも競争性があれば業者選定に至る場合もありますし、ない場合もあるのかなと思うのですけれども、ただ一般公募するに当たっては、やっぱり複数業者が参加していただけるようなことも必要なのかな、でなければこのような、この施設は結構複雑だと思うのですよ、維持していこうと思っただらね。それに当たっては、今後同じような選定方式で取り組んでいられるのかどうなのか、それだけ最後に聞いておきます。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

選定方法につきまして、指定管理者候補選定委員会にその部門がございます。また今のお話を受けまして、そちらの方でまた一度私の方から話してみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）もう聞きませんよってに。

別にこの団体さんがあかんと言っていると違うんですよ。選定方式について今後検討していただけたらということだけです。以上です。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十二、議第七十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十二号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第七十二号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書四十二ページを御覧願います。

本規約の変更でございますが、西和衛生試験センター組合が解散いたしましたして、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴いまして、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少し、規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づいて奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第二百九十条の規定に基づきまして議会の議決を求めるといふものでございます。

議案書四十三ページを御覧願います。

変更内容でございますが、奈良県市町村総合事務組合に加入する西和衛生試験センター組合の解散に伴い、別表第一及び第二に掲げる西和衛生試験センター組合の団体名を削除するというものでございます。

なお、この規約は、平成二十九年四月一日から施行するといふものでございます。

以上で議第七十二号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十三、議第七十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十三号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松本水道局長。

〔水道局長 松本武士登壇〕

○水道局長（松本武士）ただいま上程いただきました議第七十三号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更について、提案理由を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十四ページから四十五ページを御覧願います。

今回の変更につきましては、平成二十九年四月一日から奈良広域水質検査センター組合に、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町が加わることに伴い、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の数が増え、規約の変更するため、地方自治法第二百九十条の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

以上で議第七十三号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更についての提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十四、議第七十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十四号 平成二十八年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十四号、平成二十八年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年度五條市一般会計補正予算書（第三号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、債務負担行為、繰越明許費及び地方債の補正でございます。

歳入歳出予算につきましては、一億五千八百三十二万九千九百九十九円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出共に二百十九億九千三百六十一万七千円となるとございます。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目企画費、十三節委託料の一千百万円減額でございますが、五條市ふるさと応援寄附金業務委託料及び埋蔵文化財確認調査委託料を追加し、新庁舎整備基本設計業務委託料を減額するものでございます。

五條市ふるさと応援寄附金業務委託料につきましては、寄附申請者が当初の想定より増加したことにより、現計予算に不足が見込まれるため、埋蔵文化財確認調査委託料につきましては、新庁舎の建設に伴い、建設予定地の埋蔵文化財の有無に関して調査を実施するため、所要の経費を計上しております。

また、新庁舎整備基本設計業務委託料につきましては、当初予算に二千七百万円を計上しておりましたが、入札等に係る事務手続き期間の短縮の観点から、基本設計、造成設計、実施設計を本年度中に一括して契約するため、当該予算を減額し、別途、債務負担行為を設定するも

でございます。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、十八目後期高齢者医療費、十九節負担金補助及び交付金の六百七十四万二千円でございますが、療養給付費負担金を追加するものでございます。平成二十七年度後期高齢者医療給付費負担金の精算による本市不足分につきまして、県後期高齢者医療広域連合に支払うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同項二十一目臨時福祉給付金事業費、三節職員手当等から十九節負担金補助及び交付金までの一億四千六十万円でございますが、臨時福祉給付金事業費を追加するものでございまして、国の経済対策に基づき、先の臨時国会で成立いたしました当該給付金事業を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

恐れ入ります、十ページをお願いいたします。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費、二十三節償還金利子及び割引料の百八十五万八千円でございますが、医療施設等施設整備費補助金返還金を予算化するものでございます。

平成十一年度に、南和周辺地区病院群輪番制運営協議会の会長市として交付を受けました吉野国保病院改修に伴う同補助金の一部につきまして、南和広域医療企業団への同病院施設の譲渡に伴いまして、国・県に対し、財産処分に基づく返還義務が生じたため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を同協議会よりの受入金として見込んでおります。

次に、九款教育費、二項幼稚園費、一目幼稚園費、十九節負担金補助及び交付金の百七十九万九千円でございますが、子供のための教育・保育施設型給付費を追加するものでございまして、市外認定こども園に通園する園児の増加に伴い、市が当該こども園に負担する給付費の現計予算に不足が生じたため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二十五万二千円を国及び県支出金として見込んでおります。

次に、十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋りょう災害復旧費、十一節需用費から十六節原材料費までの一千八百八十五万円でございますが、道路災害復旧工事費でございまして、去る九月に発生いたしました台風十六号により被災しました市道黒瀬大日川線外二路線について、復旧を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、四百二十万円を国支出金として見込んでおります。

次に、同項二目河川災害復旧費、十二節役務費の百十万円でございますが、堆積土砂撤去手数料でございますが、同じく去る九月に発生いたしました台風十六号により被災しました西谷川外四河川について、堆積土砂の撤去を行うため、所要の経費を計上いたしております。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金におきまして、一億五千九十六万八千円、十五款県支出金において、八万四千円、十九款繰越金において、三百三十一万九千円、二十款諸収入において、百八十五万八千円、二十一款市債において、二百十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費の補正につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページをお願いいたします。

初めに、今般の補正に計上しております三款民生費、一項社会福祉費、臨時福祉給付金事業の一億四千五百八十七万一千円でございますが、国補正による補助金を活用することから、事業期間を確保するため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年九月末を予定いたしております。

次に、当初予算に計上しております七款土木費、二項道路橋りょう費、道路維持修繕事業の一千万円、道路改良事業の三千四百万円、橋りょう維持修繕事業の一千二百万円、橋りょう改良事業の一千六百五十万円でございますが、通行規制の調整及び事務事業の遅延等により、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、道路維持修繕事業及び道路改良事業については、平成二十九年九月末、橋りょう維持修繕事業については、平成二十九年十一月末を、橋りょう改良事業につきましては、平成二十九年五月末を予定いたしております。

次に、当初予算に計上しております七款土木費、四項都市計画費、五條インター周辺地域振興拠点施設整備事業の九百万円でございますが、民間活力の導入とより効率的な公共サービスの提供を行うため、当初の予定を変更し、新たにPFI方式の検討を含めた基本計画策定に着手するため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年六月末を予定いたしております。

次に、当初予算に計上しております周遊観光拠点施設整備事業の一億八百七十五万円でございますが、国土交通省が実施する築堤工事の遅

延により、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年三月末を予定いたしております。

次に、一般の補正に計上しております十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧事業の六百三十万円でございますが、国等の災害査定による事業費の決定が平成二十九年一月以降となり、事業期間を確保するため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年八月末を予定いたしております。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、新庁舎整備事業でございますが、基本設計及び造成設計並びに実施設計業務委託について、入札等に係る事務手続き期間の短縮を図るため、債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成二十八年度から三十九年度とし、限度額につきましては、一億八千八百万円といたしております。

次に、防災拠点施設用地調査及び基本構想策定業務委託でございますが、防災拠点施設整備用地の取得及び利活用に係る基本構想について、今後の方針等を早期に具体化するため、債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成二十八年度から二十九年度とし、限度額につきましては、六百六十万円といたしております。

次に、花咲寮整備事業でございますが、地質調査及び用地測量並びに基本設計、実施設計業務委託につきまして、工期の前倒しを図るため、債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成二十八年度から二十九年度とし、限度額につきましては、八千三百二十万円といたしております。

次に、ごみ中継施設整備事業でございますが、地質調査及び用地測量並びに基本設計、実施設計業務委託につきまして、工期の前倒しを図るため、債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成二十八年度から二十九年度とし、限度額につきましては、五千百万円といたしております。

次に、塵芥収集業務委託でございますが、本年度末をもって契約更新となる一般廃棄物の収集運搬業務委託について、平成二十九年四月からの業務開始に向けまして、債務負担行為を追加し、本年度中に契約行為を行うものでございます。

なお、期間を平成二十八年度から三十九年度とし、限度額につきましては、二億六千百万円といたしております。

次に、リサイクル類直接資源化業務委託でございますが、本年度末をもって契約更新となる同業務委託につきまして、平成二十九年四月からの業務開始に向けまして、債務負担行為を追加し、本年度中に契約行為を行うものがございます。

なお、期間を平成二十八年度から二十九年度とし、限度額につきましては、二千三百四十万円といたしております。

次に、最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託でございますが、みどり園での焼却処分終了に伴い、新規に必要な同業務委託につきまして、平成二十九年四月からの業務開始に向けまして、債務負担行為を追加し、本年度中に契約行為を行うものがございます。

なお、期間を平成二十八年度から三十九年度とし、限度額につきましては、二千九百八十万円といたしております。

次に、し尿処理施設運転管理業務委託でございますが、施工業者のかし担保期間終了に伴い、平成二十九年四月から、同業務の委託開始に向けまして、債務負担行為を追加し、契約行為を行うものがございます。

なお、期間を平成二十八年度から三十九年度とし、限度額につきましては、五千八百万円といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）まず最初に、議長に申し上げておきたいと思うのですが、今回この債務負担行為につきまして、たくさん私の私どもも所管しております厚生建設常任委員会に関する事項が多くございます。その中におきまして、この債務負担行為と申しますのは、支出の原因となる契約等の債務を負担するだけの権限に基づく行為でありまして、現金支出を必要とするときには改めて歳出予算を計上しなくてはならないとございますけれども、しかしながら今回計上されております債務負担行為は各委員会ですっかりと検討すべき課題がたくさんあるのかと思いますので、三回だけの答弁と限らず、御容赦いただきたいと思っております。どうかよろしく、まずもってお願いを申し上げます。

まず、このごみ中継施設とか塵芥処理施設とか、そしてし尿処理施設に関して、委員会に対しての説明がないのはどうしてでございますしやうかね。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、今まで五條市としてこういう債務負担行為というのは余り取っていないなかつたというようなことでございまして、その辺につきまして

はちよつと財政当局ともう少し話をして事前にすべきだったのかなと思うところがございます。しかし結果的に今日のような結果になってしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）委員会がありながら委員会に相談されない、そして委員会に説明をされないというのはやはり議会軽視の傾向があるのではないかなど、こういうふうを感じる次第でございます。しっかりとその辺も踏まえまして、質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、し尿処理施設運転管理業務委託について、朝からも吉田雅範議員さんの方から一般質問ございましたけれども、この五千八百万円についての委託料の歳出根拠について教えていただけますか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

根拠といたしましては、クリーンオアシスの設計施工業者でございます水 i n g の方から見積りをいただきまして、施設維持管理業務として二千三百五十万円、それから諸経費が一式として三百三十万円、合計二千六百八十万円ということで、税込み約二千九百万円ということで計上させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この実施期間は平成二十八年度から三十九年度とさせていただきますけれども、この期間といえますのは二箇年で五千八百万円というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

その通りでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今年のこの一年間で二千九百万円ですか、経費が掛かるといふふうに捉えさせていたideきたいと思うのですが、一般質問の中で部長こうおっしゃってました。二年間の無料サポート期間が切れる。この三月に終了すると、そしてまた五條市で行っていただければ管理コストが掛かるといふふうに答弁されておったように思うのです。現在、この管理コスト、一年間当たり、職員三名プラス一名だと思っておりますけれども、その辺の現在の管理コストを教えてくださいませんか。

○議長（吉田 正）辻田産業環境部長。

○産業環境部長（辻田祥友）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

朝の吉田雅範議員の一般質問の中で、運転はということでしたので、私三人と囑託一人ということで答弁をさせていただきました、四人でございますけれども、厳密に言いましたら、所長も管理に携わっているとき、運転という言葉では当たらない場合でもやはり所長でございます。その中で施設の全ての部分において携わっておる。それと管理棟におります係長一人も、一番し尿処理の方の業務経歴が長い職員であり、wingに来ていただくまでの間でもその職員がサポートをしているのも事実でございます。一応その者と今話をいたしました三名、それで所長の比率をまず〇・五、それから係長の比率を〇・三というような形で試算をしております。その中で平均の平成二十七年でございますけれども、平均の人件費といたしまして年間六百三十一万二千元、平成二十八年度の予算ベースといたしまして六百四十一万四千元というような形になりました、人件費プラス時間外手当、平成二十七年で申し上げます。それでそこに時間外手当が約二百七十万円、それからその他に先ほど言いました臨時職員もおります。その職員の保険料も入れまして約二千九百四十万円、それからただいま無償でメーカの方のサポートを受けております。それが一回につき約八万円ということ、それが二十四回の消費税で二百十万円余りになりました、それを入れましたら合計三千四百十万円程度になるかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）大変細かい話にこれからなつてこようかと思うんですよ。時間もかなり経過してきてます。その中におきまして、厚生建設常任委員会にしっかりと説明しておかないと、この場で議事録に載せてオープンにしてしまつてもならない話も多々ございます。そうしたことも踏まえて、当該委員会に説明をきちつとした上で債務負担行為を行つていただきたいと思う次第でございますけれども、ちよつと御協議い

ただけですか。

○議長（吉田 正）意見調整のため暫時休憩いたします。

午後五時二十五分休憩に入る

午後六時四十九分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

先ほどの山口耕司議員からの質問に対し厚生建設常任委員会への説明がなかったことから、議会運営委員会で御協議いただいた結果、明日十三日の総務文教常任委員会の後に、報告事項として厚生建設常任委員会を開催して、理事者側から内容について報告してもらうこととしてしております。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十五、議第七十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十五号 平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。坂口すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 坂口慎一登壇〕

○すこやか市民部長（坂口慎一）ただいま上程いただきました議第七十五号、平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと思います。存じます。

まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ八千七百七十七万七千円を追加して、歳入歳出の予算総額を五十二億八千八百九十八万七千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの下段を御覧いただきたいと存じます。

七款共同事業拠出金、一項共同事業拠出金、一目高額医療費共同事業拠出金、十九節負担金補助及び交付金二千九百五十八万七千円の増額につきましては、事業の対象となる一診療報酬明細書当たり、八十万円を超える高額な医療費の増加見込みに伴う拠出金の不足額を補正するものでございます。

次に、同款同項二目保険財政共同安定化事業拠出金、十九節負担金補助及び交付金五千百十九万円の増額につきましては、事業の対象となる一診療報酬明細書当たり、八十万円以下の医療費の増加見込みに伴う拠出金の不足額を補正するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同ページの上段を御覧いただきたいと存じます。

七款共同事業交付金、一項共同事業交付金、一目高額医療費共同事業交付金、一節高額医療費共同事業交付金二千九百五十八万七千円の増額につきましては、歳出に合わせて増額を行うもので、次に、同款同項二目保険財政共同安定化事業交付金、一節保険財政共同安定化事業交付金五千百十九万円の増額につきましても、歳出に合わせて増額を行うもので、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十六、議第七十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十六号 平成二十八年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。河田都市整備部長。

〔都市整備部長 河田博幸登壇〕

○都市整備部長（河田博幸）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十六号、平成二十八年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年度五條市下水道事業特別会計補正予算書（第一号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正予算でございますが、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、それぞれ四千八百万円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出共に十二億六千九百九十九万円となるとでございます。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたいと存じます。

一款下水道費、一項下水道費、三目公共下水道費、十三節委託料の八百万円及び二十二節補償補填及び賠償金の四千万円でございますが、国の二次補正を活用して、流域関連公共下水道工事を追加するものでございまして、岡口一丁目及び今井一丁目地内において実施する当該事業に係る測量及び調査業務並びに水道管等移設補償について所要の経費を計上しております。

なお、当該経費のうち、二千万円を国支出金として見込んでおります。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、二款国庫支出金において二千万円を、七款市債において二千八百万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図つた次第でございます。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページを御覧いただきたく存じます。

今般の補正につきましては、国補正による補助金を活用することから、事業期間を確保するため、全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成三十年二月末を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第十七、議第七十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第七十七号 平成二十八年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。辻田産業環境部長。

〔産業環境部長 辻田祥友登壇〕

○産業環境部長（辻田祥友）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十七号、平成二十八年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

別冊の平成二十八年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）を御覧願います。

まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、算出における繰越明許費の設定でございます。

続きまして、二ページの上段を御覧いただきたいと存じます。

第一表、繰越明許費について説明申し上げます。

一款墓地事業費、一項墓地事業費、新市営墓地建設事業のうち、委託料一千九百七十万円について、地元との合意形成の取得について不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年六月末を予定しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日十三日から十八日まで休会とし、次回十九日午前十時に再開して議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時五十九分散会

